

※ 赤字箇所がパブリックコメント時より変更となっている箇所です。

第3次東遠地域広域障害者計画

(令和6年度～令和11年度)

【素 案】

令和6年●月

掛川市・菊川市・御前崎市

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	SDGsとの関連	3
4	計画の期間	3
5	計画の対象	4
6	計画の策定体制	5
第2章	障がいのある方・児童をとりまく現状	6
1	統計データからみた現状	6
2	アンケート結果からみた現状	19
3	前期計画の総括	46
第3章	計画の基本的な考え方	49
1	計画の基本理念	49
2	体系図	50
第4章	施策の方向性	51
1	啓発・交流の推進	51
2	権利擁護と差別解消の推進	51
3	社会参加の促進	51
4	障がいのある児童への支援の充実	51
5	雇用・就労の支援	52
6	生活支援の充実	52
7	安全・安心の体制の整備	52
8	保健・医療の充実	52
第5章	施策の推進	53
1	啓発・交流の推進	53
2	権利擁護と差別解消の推進	54
3	社会参加の促進	55
4	障がいのある児童への支援の充実	56
5	雇用・就労の支援	57
6	生活支援の充実	57
7	安全・安心の体制の整備	59
8	保健・医療の充実	59
第6章	計画の推進に向けて	61
1	計画の推進体制	61
2	計画の進行管理体制	61
第7章	資料編	63
1	東遠地域広域障害者計画策定委員会規程	63
2	東遠地域自立支援協議会設置要綱	64
3	東遠地域広域障害者計画等検証委員会規程	66
4	委員名簿	67
5	計画の主な策定経過	68

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

障がいのある方をとりまく環境は、社会構造の変化やライフスタイルの多様化、情報化の進展、障がいのある方及びその家族の高齢化、障がいの重度化・重複化などによって変化するとともに、障がいのある方のニーズも複雑化・多様化しています。

また、落ち着きつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の急激な変容は、障がいのある方をはじめとした脆弱な立場に置かれている人々の地域の交流や相談支援の機会の喪失等を引き起こしました。

こうした状況において、国は、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定された、令和3年の「障害者差別解消法」の改正や、令和4年の「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」及び「児童福祉法」の改正等、障がいのある人の権利擁護や地域生活の支援体制の充実を目指してきました。

また、令和3年の「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」に基づき、障がいのある児童への支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を進めてきました。

さらに、令和4年の「障害者雇用促進法」の改正では、令和5年度以降の法定雇用率の引き上げ、短時間労働者の算定方法の変更等、障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれました。

加えて、平成30年の「障害者文化芸術推進法」、令和元年の「読書バリアフリー法」、令和4年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」など、さまざまな法整備が進められ、障がいのある人の社会参加の促進や共生社会の実現への動きを加速しています。

令和5年3月に策定された「障害者基本計画（第5次）」では、「誰一人として取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向けて取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定める障害者計画においても重要な理念として捉え、さまざまな関係者が共生社会の実現に向けて、お互いに協力して取組を推進していくことを掲げています。

静岡県においても、令和4年3月に「第5次静岡県障害者計画」を策定し、基本目標である「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」を目指しています。

東遠地域はこれまで、掛川市と旧小笠郡の1市5町で様々な分野でひとつの生活圈を形成し、特に社会福祉法人の育成・支援、施設建設については、一部事務組合をはじめとして一体的な福祉圏域を形成してきました。こうした背景から、全国的にも例がない広域障害者計画を策定するため、平成9年10月に掛川・小笠障害者福祉まちづくり推進協議会と広域策定委員会を設置するとともに、広く住民の意見も反映させるよう、障がい者の代表や施設関係者、関係団体等による小委員会や懇話会も市町ごとに設置しました。寄せられた多くのご意見、ご要望をもとに平成11年2月に「掛川市・小笠郡障害者計画（かけがわ・おがさ しあわせネットワーク障害者プラン）」を策定しました。その後も掛川市と小笠郡、合併後においても掛川市、菊川市、御前崎市の3市が連携して障害者計画を策定し、平成30年度から「第2次東遠地域広域障害者計画」に基づいて、地域における障がい者施策の推進に取り組んできました。

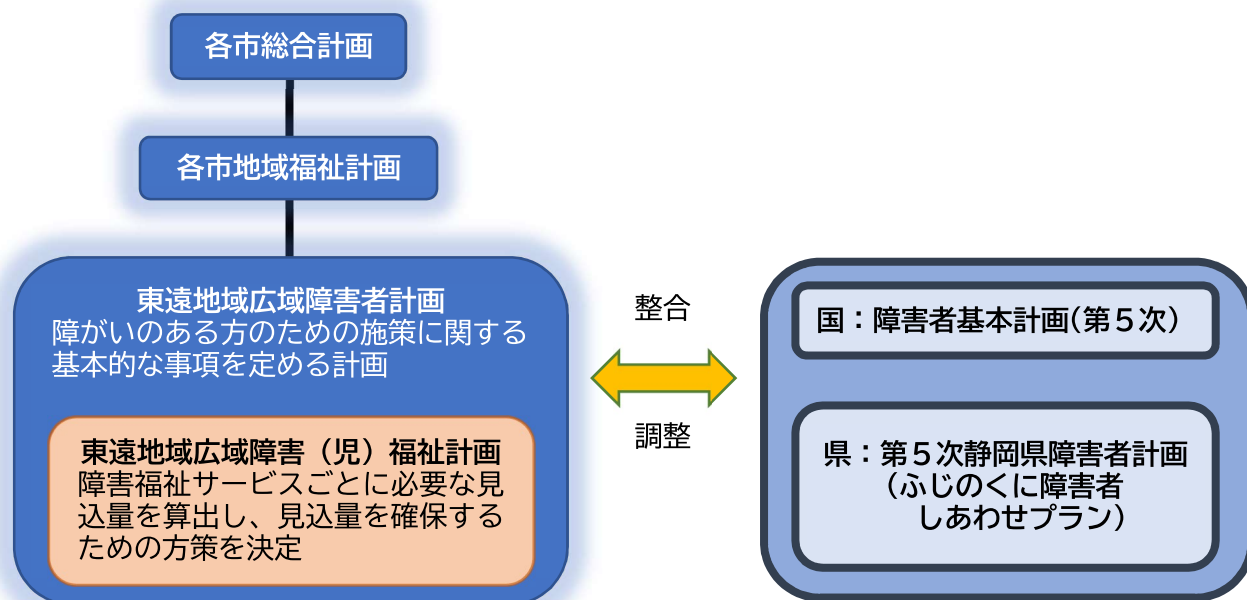
障がいのある方をとりまく環境の変化や法制度の変更等を踏まえ、現行計画の最終年度であることから、現行計画を見直し、「第3次東遠地域広域障害者計画」を新たに策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指します。

なお、本計画では、これまでの障害福祉サービスの進捗と目標数値の検証を行い、国や県の指針を踏まえ、「第7期東遠地域広域障害福祉計画及び第3期東遠地域広域障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業を推進するとともに、障害福祉サービス等を推進する仕組づくりに取り組みます。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定されるものであり、掛川市、菊川市、御前崎市が今後進めていく障がい者施策の方向性について総合的に定める計画で、一体的に策定する第7期東遠地域広域障害福祉計画及び第3期東遠地域広域障害児福祉計画の上位計画に位置付けられます。

なお、本計画は国や静岡県 の指針に沿って策定されたものであり、各市の総合計画、地域福祉計画や各種福祉関連計画との整合・調整が図られたものになります。



3 SDGsとの関連

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略称で、持続可能な開発目標を意味します。2015年9月の国連サミットにおいて採択された、2030年までに達成すべきゴールを定めた、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと（Leave No One Behind）を理念に掲げています。

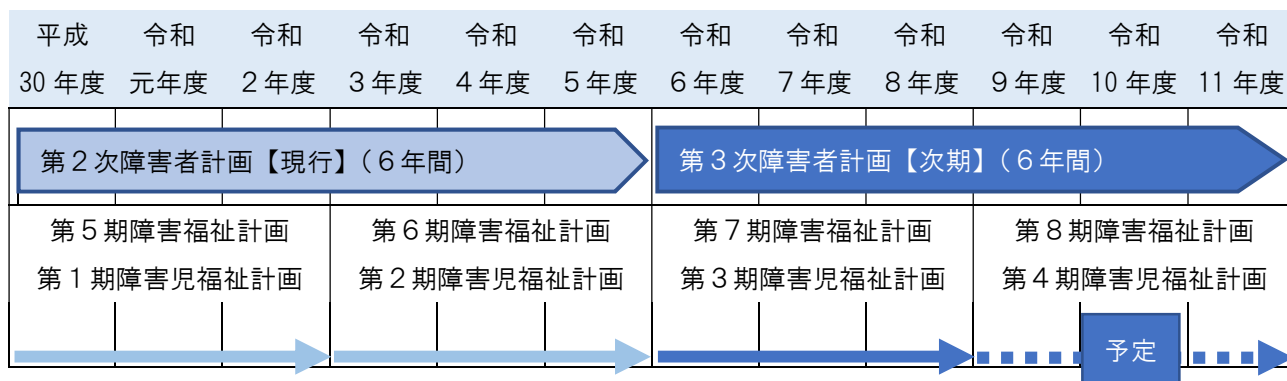
本計画においても、SDGsを踏まえて各施策を推進していきます。



4 計画の期間

障害者計画は令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。

最終年度に次期計画策定に向けた見直しを行う予定ですが、それ以前であっても社会情勢や障がいのある方を取りまく環境、サービスニーズに大きな変化等があった場合には、適宜見直しを実施します。



5 計画の対象

本計画においては、本計画の対象、障がいのある方、障がいのある児童、を下記のように定めます。

計画の対象	障がいのある方はもちろんのこと、介助者や援助者、ボランティアを含めた東遠地域に暮らしているすべての住民
障がいのある方	（障害者基本法） 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの （障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議） てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるもの
障がいのある児童 （18歳未満）	（児童福祉法） 身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

6 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画策定の基礎資料とするため、障害者手帳所持者等を対象とした障がい者福祉施策に対する意識、制度やサービスの利用状況・意向などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査概要				
調査対象	掛川市・菊川市・御前崎市在住の障害者手帳を所持している方 ※18歳未満は各種手帳所持者から300人を抽出			
調査方法	無作為抽出による郵送配布・郵送またはWEBでの回収			
調査期間	令和5年7月28日～令和5年8月21日			
対象者数	身体障害者手帳所持者	5,985人	18歳以上	800人
	療育手帳所持者	1,883人		600人
	精神障害者保健福祉手帳所持者	1,243人		600人
	合計	9,111人	18歳未満	300人
回収結果				
対象年齢	手帳種別	対象者数	有効回収数	有効回収率
18歳以上	身体障害者手帳所持者	800人	403人	50.4%
	療育手帳所持者	600人	282人	47.0%
	精神障害者保健福祉手帳所持者	600人	210人	35.0%
	合計	2,000人	860人	43.0%
18歳未満		300人	138人	46.0%

※複数手帳所持者がいるため、各手帳所持者の和と合計の人数は合致しません。

(2) 策定委員会による協議

本計画の策定にあたり、別に策定する「東遠地域広域障害福祉計画」、「東遠地域広域障害児福祉計画」と的確に連動して策定・推進できるように、東遠地域広域障害者計画、東遠地域広域障害福祉計画及び東遠地域広域障害児福祉計画策定委員会において協議を行ってきました。

また、東遠地域自立支援協議会からの意見等も踏まえながら策定しました。

(3) パブリックコメントによる意見聴取

本計画に対する市民の意見を募り、反映させるため、各市ホームページ等で意見を募集しました。

概要	
募集期間	令和5年12月22日～令和6年1月22日
募集方法	掛川市・菊川市・御前崎市の各ホームページ等で募集
提出方法	持参、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他
提出件数	3件

第2章 障がいのある方・児童をとりまく現状

1 統計データからみた現状

(1) 人口等について

①市別面積

東遠地域の3市の合計面積は、425.45km²となっています。市別でみると、掛川市が265.69km²、菊川市が94.19km²、御前崎市が65.57km²となっています。

単位：km ² ・%	3市合計	掛川市	菊川市	御前崎市
面積	425.45	265.69	94.19	65.57
割合	100.0	62.5	22.1	15.4

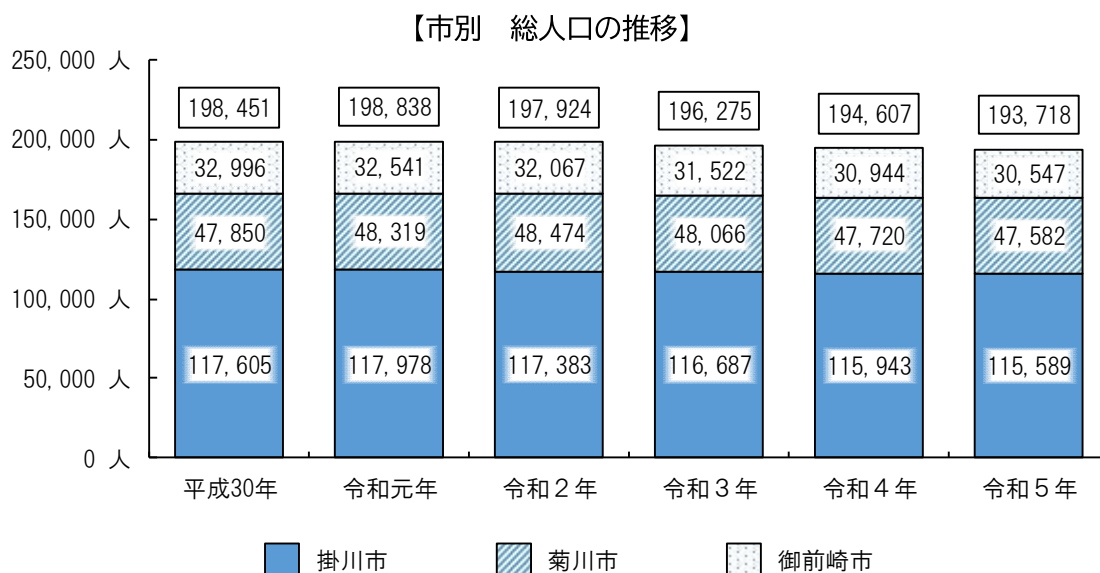
資料：国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」（令和5年1月1日現在）

②総人口の推移

総人口をみると、3市合計では、令和5年に193,718人となっており、3市とも令和2年と比較すると減少しています。

単位：人・%	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
掛川市	117,605	117,978	117,383	116,687	115,943	115,589
	59.3	59.3	59.3	59.4	59.6	59.7
菊川市	47,850	48,319	48,474	48,066	47,720	47,582
	24.1	24.3	24.5	24.5	24.5	24.5
御前崎市	32,996	32,541	32,067	31,522	30,944	30,547
	16.6	16.4	16.2	16.0	15.9	15.8
3市合計	198,451	198,838	197,924	196,275	194,607	193,718
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）



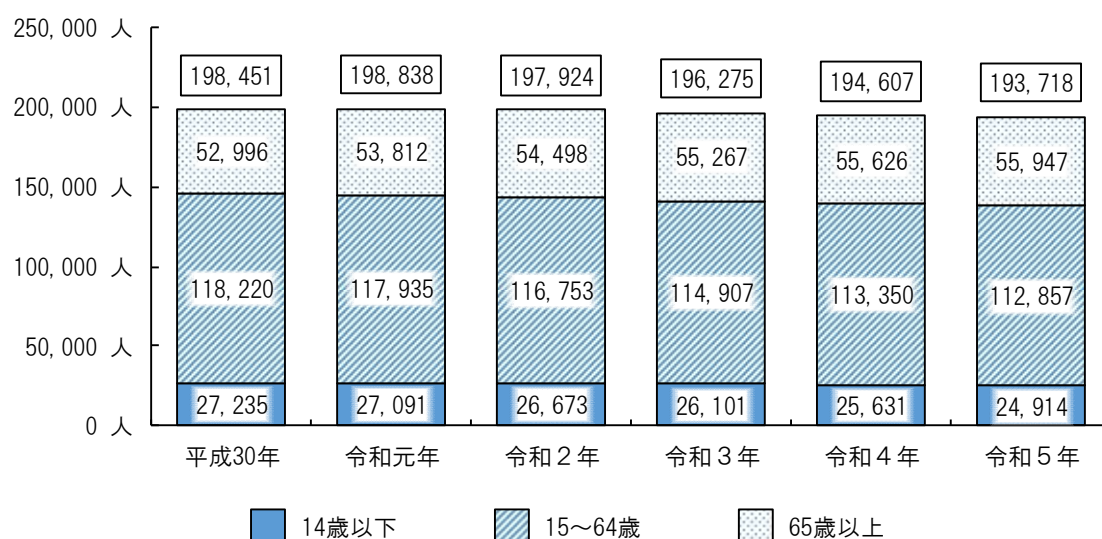
③年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口をみると、令和5年では14歳以下が24,914人、15～64歳が112,857人、65歳以上が55,947人で、合計は193,718人となっています。また、14歳以下・15～64歳が減少傾向にあり、65歳以上が増加傾向にあります。

単位：人		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
14歳以下	掛川市	16,343	16,254	16,023	15,782	15,570	15,203
	菊川市	6,804	6,887	6,823	6,646	6,518	6,311
	御前崎市	4,088	3,950	3,827	3,673	3,543	3,400
	3市合計	27,235	27,091	26,673	26,101	25,631	24,914
15～64歳	掛川市	70,275	70,212	69,480	68,489	67,728	67,582
	菊川市	28,424	28,625	28,636	28,272	27,951	27,917
	御前崎市	19,521	19,098	18,637	18,146	17,671	17,358
	3市合計	118,220	117,935	116,753	114,907	113,350	112,857
65歳以上	掛川市	30,987	31,512	31,880	32,416	32,645	32,804
	菊川市	12,622	12,807	13,015	13,148	13,251	13,354
	御前崎市	9,387	9,493	9,603	9,703	9,730	9,789
	3市合計	52,996	53,812	54,498	55,267	55,626	55,947
合計	掛川市	117,605	117,978	117,383	116,687	115,943	115,589
	菊川市	47,850	48,319	48,474	48,066	47,720	47,582
	御前崎市	32,996	32,541	32,067	31,522	30,944	30,547
	3市合計	198,451	198,838	197,924	196,275	194,607	193,718

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

【年齢3区分別 人口の推移】



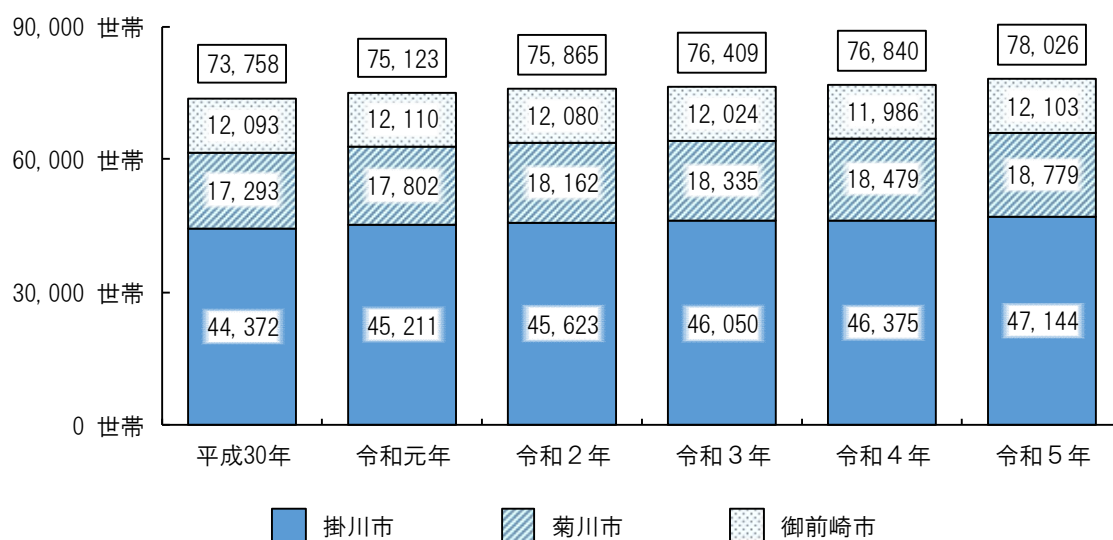
④世帯数の推移

世帯数をみると、令和5年では掛川市が47,144世帯、菊川市が18,779世帯、御前崎市が12,103世帯で、合計78,026世帯となっています。3市ともに増加傾向にあり、核家族化が進行していることがうかがえます。

単位：世帯	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
掛川市	44,372	45,211	45,623	46,050	46,375	47,144
菊川市	17,293	17,802	18,162	18,335	18,479	18,779
御前崎市	12,093	12,110	12,080	12,024	11,986	12,103
3市合計	73,758	75,123	75,865	76,409	76,840	78,026

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

【市別 世帯数の推移】



(2) 障害者手帳所持者について

①障害者手帳所持者数の状況

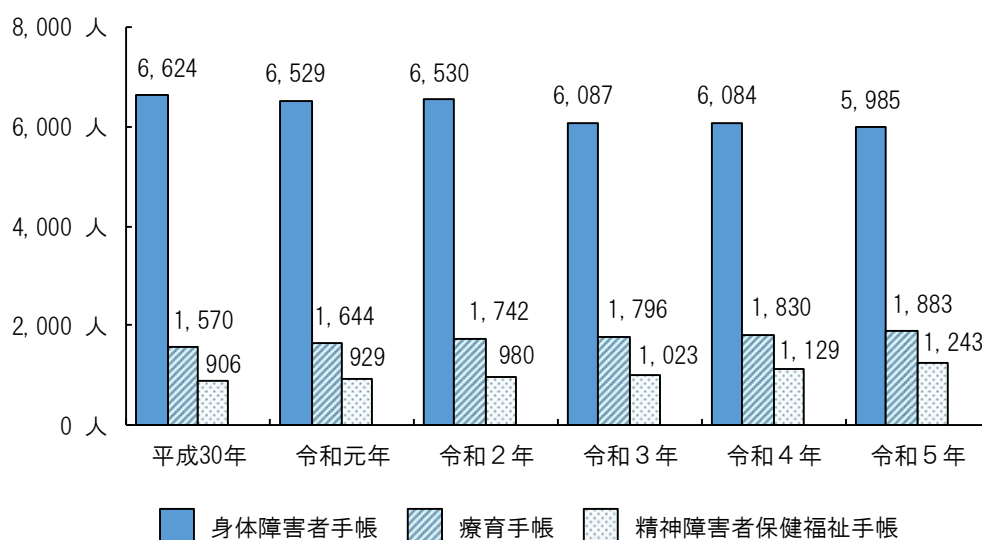
障害者手帳所持者数をみると、3市合計では令和3年に一度減少しましたが、令和4年からは増加しています。

障害者手帳別でみると、身体障害者手帳は、菊川市では増加傾向、掛川市、御前崎市では減少傾向、3市合計では概ね減少傾向にあります。療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は、3市ともに増加傾向で推移しています。

単位：人		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者 手帳	掛川市	3,964	3,894	3,876	3,466	3,450	3,365
	菊川市	1,466	1,466	1,490	1,496	1,518	1,514
	御前崎市	1,194	1,169	1,164	1,125	1,116	1,106
	3市合計	6,624	6,529	6,530	6,087	6,084	5,985
療育手帳	掛川市	937	986	1,039	1,077	1,084	1,106
	菊川市	346	363	393	404	419	439
	御前崎市	287	295	310	315	327	338
	3市合計	1,570	1,644	1,742	1,796	1,830	1,883
精神障害者 保健福祉手帳	掛川市	510	521	555	592	668	725
	菊川市	230	237	252	256	258	306
	御前崎市	166	171	173	175	203	212
	3市合計	906	929	980	1,023	1,129	1,243
合計	掛川市	5,411	5,401	5,470	5,135	5,202	5,196
	菊川市	2,042	2,066	2,135	2,156	2,195	2,259
	御前崎市	1,647	1,635	1,647	1,615	1,646	1,656
	3市合計	9,100	9,102	9,252	8,906	9,043	9,111

資料：各市管理台帳（各年3月31日現在）

【障害者手帳別 手帳所持者の推移】



②身体障害者手帳所持者数の状況

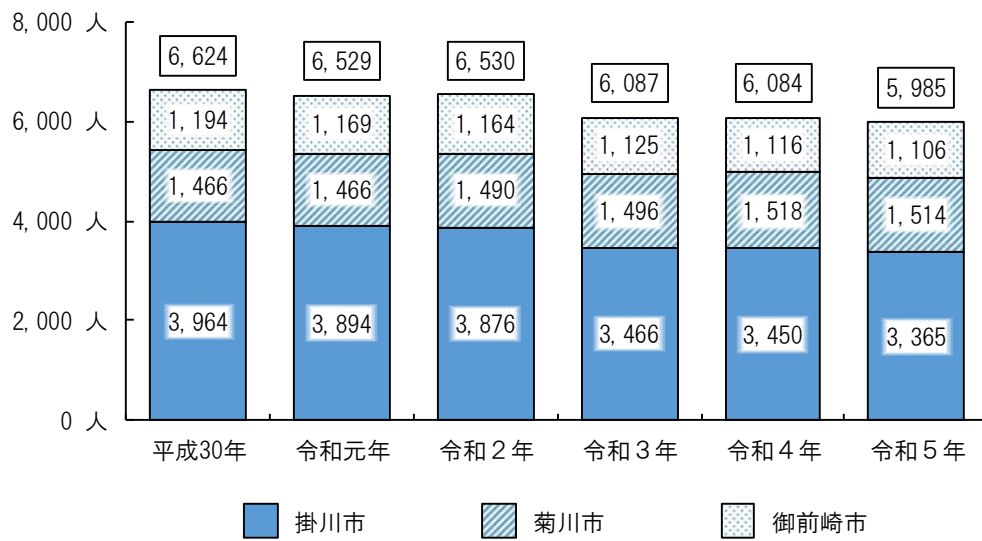
身体障害者手帳所持者数は、令和５年では掛川市が3,365人、菊川市が1,514人、御前崎市が1,106人で、合計5,985人となっています。全体の傾向としては、おおむね減少傾向にあり、平成30年と比較すると600人以上減少しています。

市別にみると、掛川市では18～64歳の軽度（３～６級）、御前崎市では18～64歳の重度（１・２級）が減少傾向にあります。菊川市では65歳以上の重度・軽度がともに増加傾向にあります。

単位：人			平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
掛川市	重度 (１・２級)	18歳未満	57	58	57	50	51	51
		18～64歳	614	630	625	567	558	563
		65歳以上	1,238	1,222	1,234	1,145	1,155	1,115
	軽度 (３～６級)	18歳未満	20	18	19	19	17	17
		18～64歳	534	508	505	401	387	390
		65歳以上	1,501	1,458	1,436	1,284	1,282	1,229
	合計		3,964	3,894	3,876	3,466	3,450	3,365
菊川市	重度 (１・２級)	18歳未満	27	27	31	32	31	36
		18～64歳	211	209	213	210	211	204
		65歳以上	522	514	523	546	548	555
	軽度 (３～６級)	18歳未満	13	13	13	13	14	10
		18～64歳	180	179	176	168	168	164
		65歳以上	513	524	534	527	546	545
	合計		1,466	1,466	1,490	1,496	1,518	1,514
御前崎市	重度 (１・２級)	18歳未満	14	12	15	14	12	12
		18～64歳	191	174	155	151	150	145
		65歳以上	486	476	488	487	479	473
	軽度 (３～６級)	18歳未満	3	4	4	4	4	2
		18～64歳	122	120	119	100	102	101
		65歳以上	378	383	383	369	369	373
	合計		1,194	1,169	1,164	1,125	1,116	1,106
3市合計	重度 (１・２級)	18歳未満	98	97	103	96	94	99
		18～64歳	1,016	1,013	993	928	919	912
		65歳以上	2,246	2,212	2,245	2,178	2,182	2,143
	軽度 (３～６級)	18歳未満	36	35	36	36	35	29
		18～64歳	836	807	800	669	657	655
		65歳以上	2,392	2,365	2,353	2,180	2,197	2,147
	合計		6,624	6,529	6,530	6,087	6,084	5,985

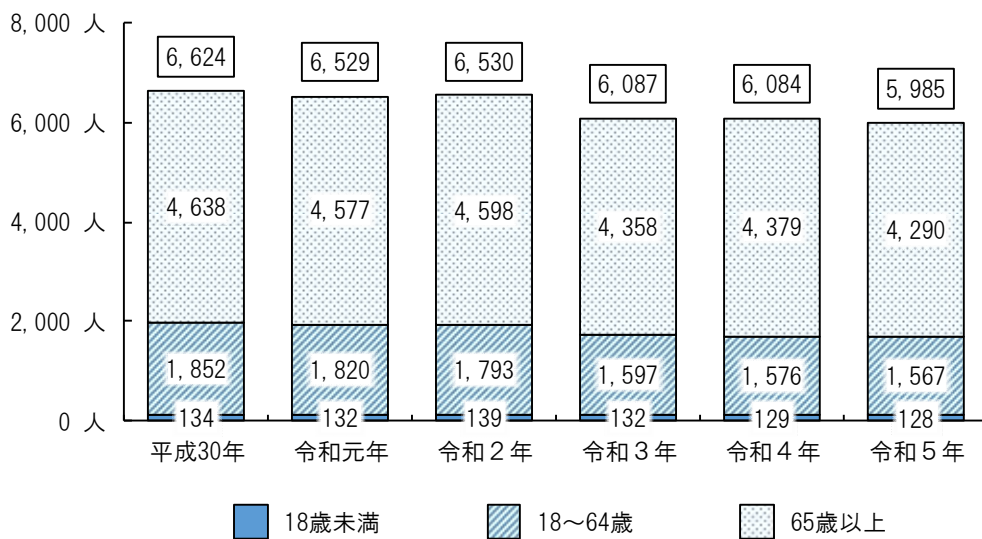
資料：各市管理台帳（各年３月31日現在）

【市別 身体障害者手帳所持者数の推移】



年齢別にみると、令和5年は、18歳未満が128人、18～64歳が1,567人、65歳以上が4,290人となっています。また、年齢区分別でみると、18歳未満はおよそ130人前後で横ばい、18～64歳及び65歳以上は、減少傾向にあります。

【年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移】



③療育手帳所持者数の状況

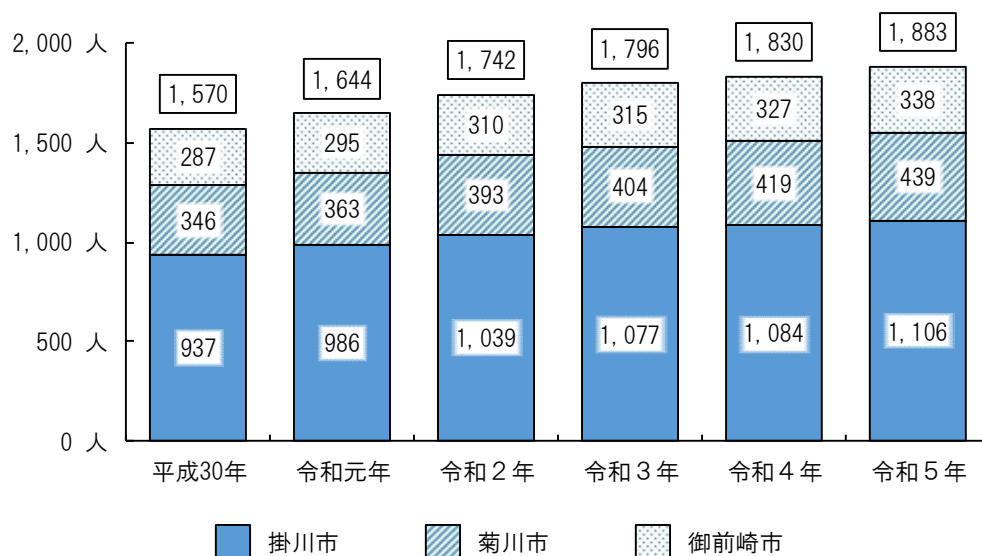
療育手帳所持者数は、令和５年では掛川市が1,106人、菊川市が439人、御前崎市が338人となっています。３市ともに増加傾向にあり、平成30年と比較すると全体で300人以上増加しています。

単位：人			平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
掛川市	A	18歳未満	80	88	87	90	93	89
		18歳以上	278	282	296	297	291	289
	B	18歳未満	198	215	233	255	241	255
		18歳以上	381	401	423	435	459	473
	合計		937	986	1,039	1,077	1,084	1,106
菊川市	A	18歳未満	36	40	41	37	43	46
		18歳以上	84	83	84	90	91	93
	B	18歳未満	74	78	98	98	92	98
		18歳以上	152	162	170	179	193	202
	合計		346	363	393	404	419	439
御前崎市	A	18歳未満	18	19	19	17	18	19
		18歳以上	79	79	82	84	83	85
	B	18歳未満	61	61	68	65	76	74
		18歳以上	129	136	141	149	150	160
	合計		287	295	310	315	327	338
３市合計	A	18歳未満	134	147	147	144	154	154
		18歳以上	441	444	462	471	465	467
	B	18歳未満	333	354	399	418	409	427
		18歳以上	662	699	734	763	802	835
	合計		1,570	1,644	1,742	1,796	1,830	1,883

資料：各市管理台帳（各年３月31日現在）

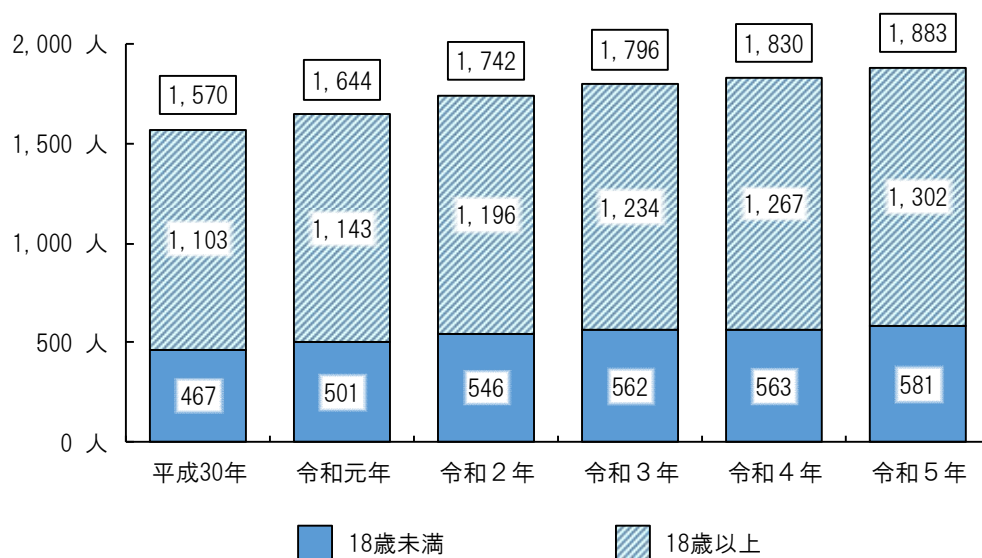
市別にみると、3市ともに増加傾向にあり、特に掛川市は増加数が高く、平成30年から169人増加しています。また、菊川市は増加率が高くなっています。

【市別 療育手帳所持者数の推移】



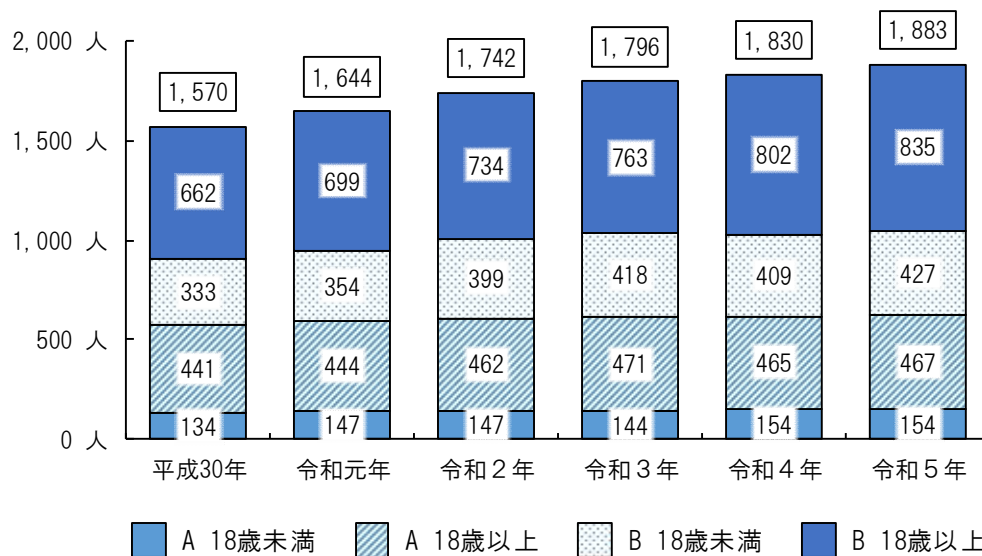
年齢区別にみると、令和5年では18歳未満が581人、18歳以上が1,302人となっています。また、18歳未満、18歳以上ともに増加傾向にあります。

【年齢区分別 療育手帳所持者数の推移】



判定別・年齢区分別にみると、平成30年と比較すると、B 18歳以上が173人増加しています。
 いずれの判定別・年齢区分においても増加傾向にあります。

【判定別・年齢別 療育手帳所持者数の推移】



④精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

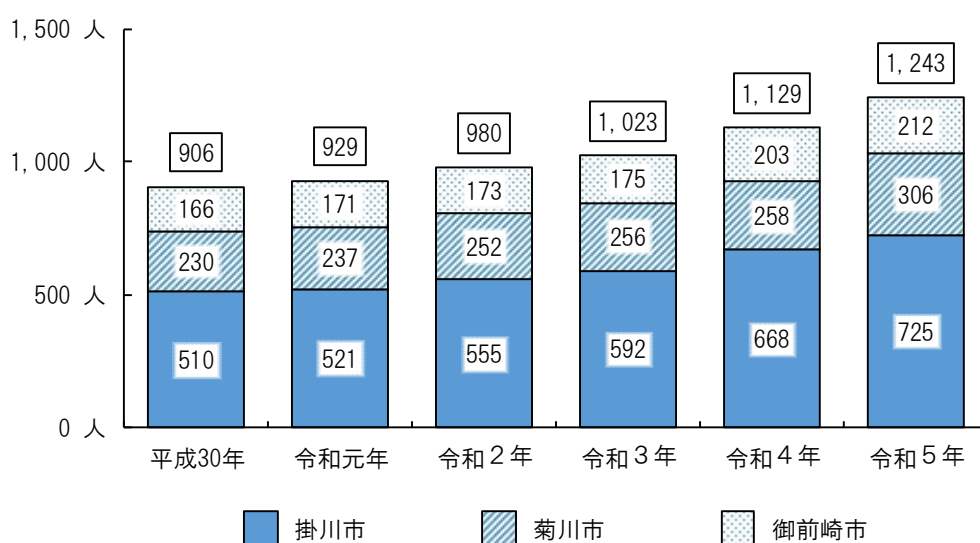
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和５年では掛川市が725人、菊川市が306人、御前崎市が212人で、全体として増加傾向にあります。

市別でみると、３市ともに増加傾向がみられます。特に、掛川市においては２級・３級の増加数が高くなっています。

単位：人		平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
掛川市	１級	36	36	39	36	34	38
	２級	291	297	324	343	377	412
	３級	183	188	192	213	257	275
	合計	510	521	555	592	668	725
菊川市	１級	19	19	22	22	19	18
	２級	118	124	129	127	132	163
	３級	93	94	101	107	107	125
	合計	230	237	252	256	258	306
御前崎市	１級	23	23	20	22	24	22
	２級	85	101	99	95	110	112
	３級	58	47	54	58	69	78
	合計	166	171	173	175	203	212
３市合計	１級	78	78	81	80	77	78
	２級	494	522	552	565	619	687
	３級	334	329	347	378	433	478
	合計	906	929	980	1,023	1,129	1,243

資料：各市管理台帳（各年３月31日現在）

【市別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



⑤精神通院医療公費負担受給者数の状況

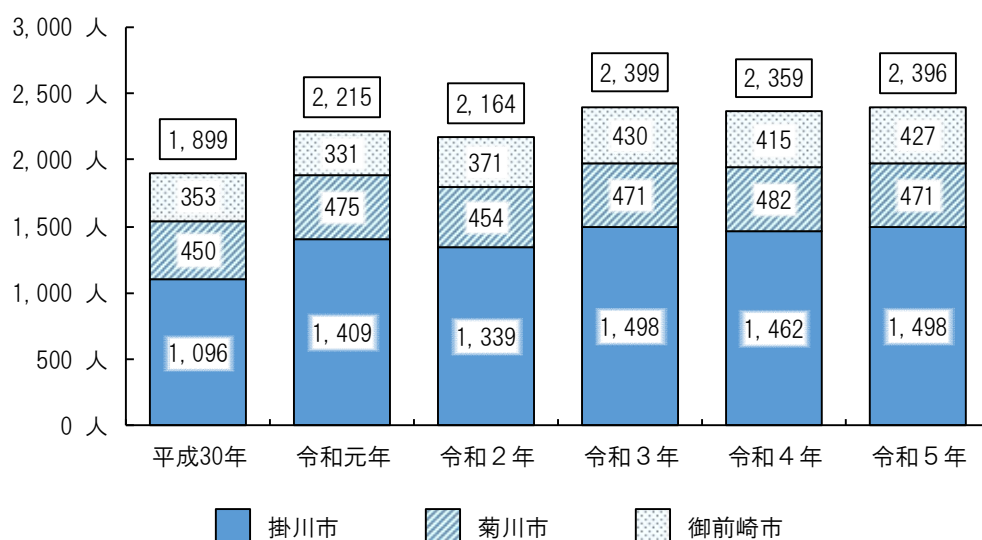
精神通院医療公費負担受給者数は、令和５年では掛川市が1,498人、菊川市が471人、御前崎市が427人で、合計2,396人となっています。令和２年・令和４年に減少がみられるものの、平成30年以降は増加傾向にあります。

市別にみると、平成30年と比較すると、３市ともに増減を繰り返しながら増加傾向にあります。

単位：人	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
掛川市	1,096	1,409	1,339	1,498	1,462	1,498
菊川市	450	475	454	471	482	471
御前崎市	353	331	371	430	415	427
３市合計	1,899	2,215	2,164	2,399	2,359	2,396

資料：各市管理台帳（各年３月31日現在）

【市別 精神通院医療公費負担受給者数の推移】



(3) 就労について

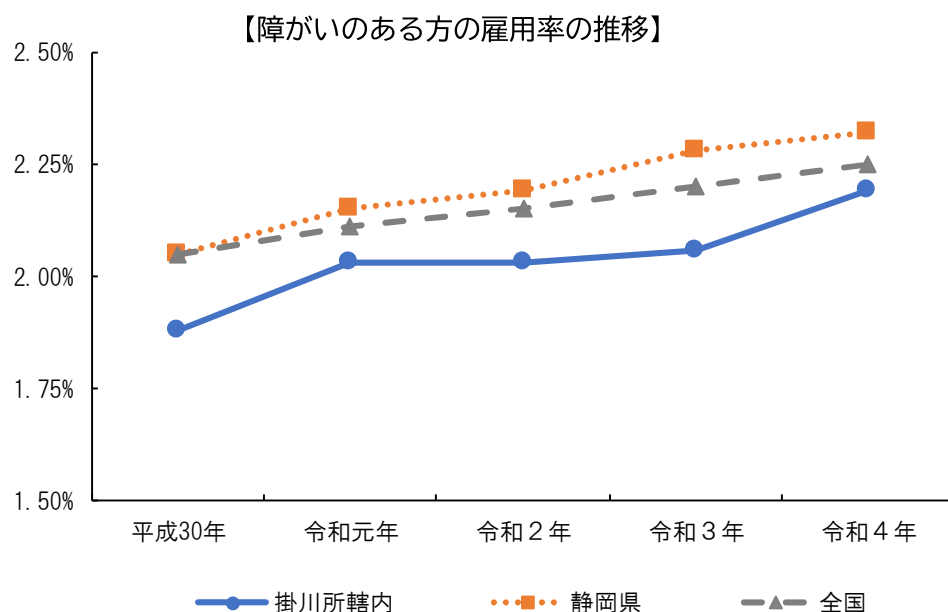
①障がいのある方の雇用の状況

障がいのある方の雇用の状況は、ハローワーク掛川管内、静岡県、全国において、障がいのある方の就労人数は増加傾向、雇用率も上昇傾向にあります。

単位：社、人		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
掛川所轄内	企業数	119	124	119	124	123
	算定基礎労働者数	18,692.0	19,225.0	18,948.0	19,380.0	19,401.0
	障がいのある方の就労人数	351.0	391.0	385.0	399.0	425.0
	雇用率	1.88%	2.03%	2.03%	2.06%	2.19%
	未達成企業の割合	47.1%	43.5%	43.7%	47.6%	43.9%
静岡県	企業数	2,972	3,029	3,064	3,152	3,149
	算定基礎労働者数	571,725.5	582,917.0	584,325.5	601,096.0	599,352.0
	障がいのある方の就労人数	11,741.0	12,536.5	12,801.5	13,686.5	13,875.0
	雇用率	2.05%	2.15%	2.19%	2.28%	2.32%
	未達成企業の割合	50.9%	48.3%	47.7%	48.1%	46.7%
全国	企業数	100,586	101,889	102,698	106,924	107,691
	算定基礎労働者数	26,104,834.5	26,585,858.0	26,866,997.0	27,156,780.5	27,281,606.5
	障がいのある方の就労人数	534,769.5	560,608.5	578,292.0	597,786.0	613,958.0
	雇用率	2.05%	2.11%	2.15%	2.20%	2.25%
	未達成企業の割合	54.1%	52.0%	51.4%	53.0%	51.7%

資料：ハローワーク掛川（各年6月1日現在）

※「算定基礎労働者数」「障がいのある方の就労人数」では、週当たりの就労時間が20時間以上30時間未満のパートタイム就労者を0.5人として計算しています。



②障がいのある方の職業紹介状況

障がいのある方の職業紹介状況は、期末現在の有効求職者数・就業中人数ともに増加傾向にありましたが、令和４年度では有効求職者数が身体障がいのある方・知的障がいのある方で減少しましたが、就業中人数は増加しています。

新規求職申込件数は、知的障がいのある方は横ばいで推移していますが、身体障がいのある方・精神障がいのある方は増加傾向にあります。また、就職件数は、身体障がいのある方及び精神・その他障がいのある方は増加傾向にあり、知的障がいのある方は減少傾向にあります。

単位：件、人			令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
身体障がいのある方	職業紹介	新規求職申込件数	87	85	87	93	106
		就職件数	35	30	31	42	50
	新規	登録者数	53	48	54	58	55
	期末現在	登録者数	9,884	10,412	10,951	11,617	12,263
		有効求職者数	3,379	3,754	4,174	4,386	3,264
		就業中人数	6,293	6,433	6,540	6,693	6,978
		保留中人数	212	225	237	538	2,021
知的障がいのある方	職業紹介	新規求職申込件数	57	57	56	55	54
		就職件数	45	42	55	36	32
	新規	登録者数	34	34	31	31	22
	期末現在	登録者数	6,907	7,335	7,662	8,008	8,265
		有効求職者数	1,635	1,775	1,942	2,019	1,825
		就業中人数	4,996	5,260	5,417	5,648	5,993
		保留中人数	276	300	303	341	447
精神・その他障がいのある方	職業紹介	新規求職申込件数	119	137	156	166	193
		就職件数	61	70	71	79	102
	新規	登録者数	75	73	74	93	95
	期末現在	登録者数	6,300	7,156	8,055	9,016	10,103
		有効求職者数	3,536	3,906	4,549	4,991	5,044
		就業中人数	2,562	2,949	3,191	3,664	4,410
		保留中人数	202	301	315	361	649
合計	職業紹介	新規求職申込件数	263	279	299	314	353
		就職件数	141	142	157	157	184
	新規	登録者数	162	155	159	182	172
	期末現在	登録者数	23,091	24,903	26,668	28,641	30,631
		有効求職者数	8,550	9,435	10,665	11,396	10,133
		就業中人数	13,851	14,642	15,148	16,005	17,381
		保留中人数	690	826	855	1,240	3,117

資料：ハローワーク掛川（各年３月31日現在）

※一人で複数の障がいをお持ちの方がいるため、合計は上段の計と異なる場合があります。

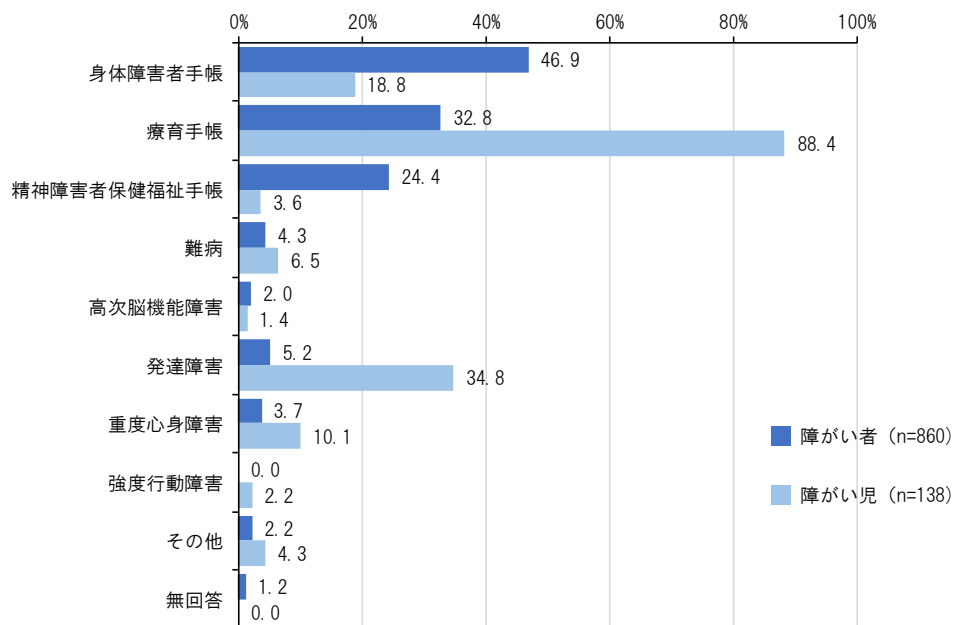
2 アンケート結果からみた現状

(1) 健康状態などについて

①所持している手帳及び抱えている障がい

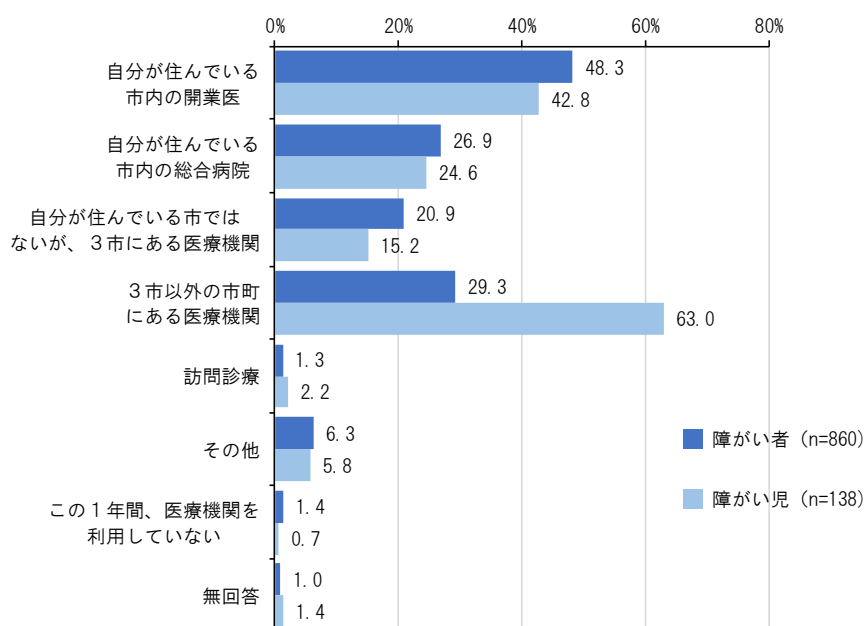
障がい者では、「身体障害者手帳」所持者が46.9%で最も多く、「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」が続いています。

障がい児では、「療育手帳」所持者が88.4%で最も多く、「身体障害者手帳」が続いています。また、「発達障害」を抱えている児童が34.8%、「重度心身障害」を抱えている児童が10.1%となっています。



②主に利用している医療機関

障がい者では、「自分が住んでいる市内の開業医」が48.3%で最も多くなっていますが、障がい児では、「3市以外の市町にある医療機関」が63.0%で最も多くなっています。

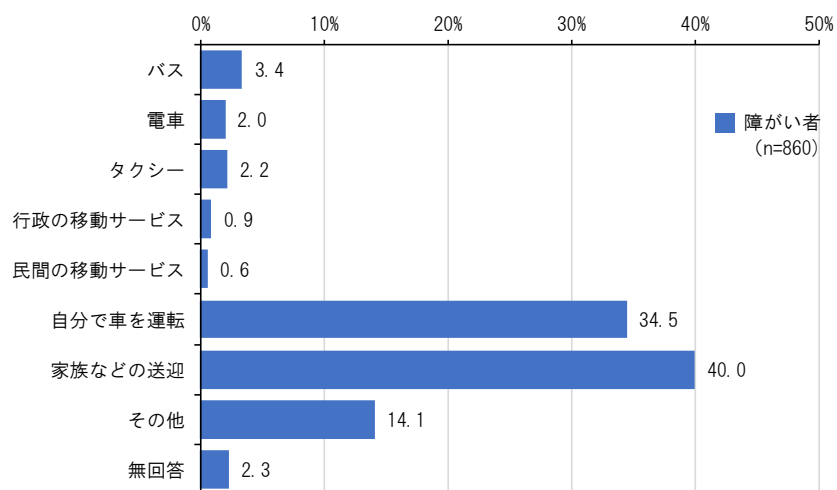


住所別にみると、障がい者では、自分が住んでいる市内または3市内にある医療機関を主に利用している傾向が見られます。一方、障がい児では、いずれの市においても「3市以外の市町にある医療機関」が最も多くなっています。

		市自 内分 のが 開住 業ん 医で いる	市自 内分 のが 総住 合ん 病で 院に いる	3市自 分 市では にはが あな るい ん で 、 いる 医療 機 関	に3 あ市 る以 医外 療の 機市 関町	訪 問 診 療	そ の 他	利 医 用 し 機 関 を 間 、 ない	無 回 答
障がい者	全体 (n=860)	48.3	26.9	20.9	29.3	1.3	6.3	1.4	1.0
	掛川市 (n=505)	55.8	22.0	12.1	31.9	1.4	7.9	1.6	0.6
	菊川市 (n=205)	41.5	36.1	33.7	21.5	1.0	2.0	1.5	1.5
	御前崎市 (n=141)	32.6	32.6	33.3	31.9	0.7	5.7	0.7	0.7
	その他 (n=5)	40.0	0.0	60.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0
障がい児	全体 (n=138)	42.8	24.6	15.2	63.0	2.2	5.8	0.7	1.4
	掛川市 (n=83)	51.8	21.7	7.2	66.3	3.6	4.8	1.2	1.2
	菊川市 (n=40)	25.0	25.0	25.0	62.5	0.0	7.5	0.0	2.5
	御前崎市 (n=15)	40.0	40.0	33.3	46.7	0.0	6.7	0.0	0.0
	その他 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

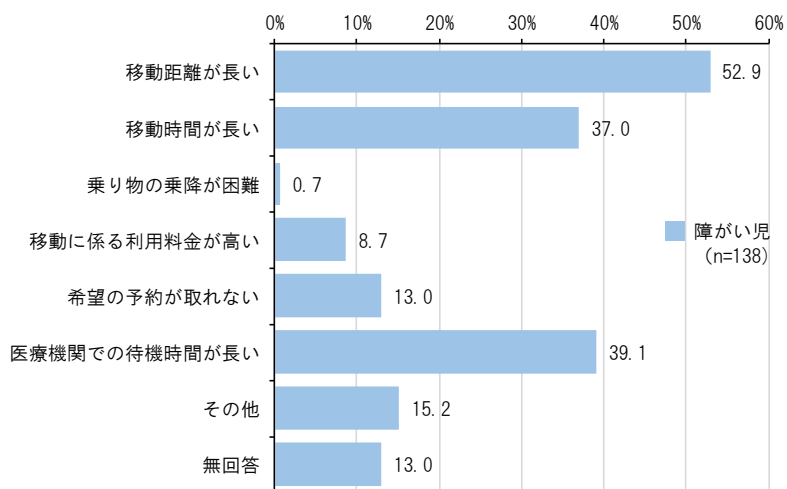
③（者）医療機関までの移動手段

「家族などの送迎」が40.0%で最も多く、「自分で車を運転」が34.5%となっており、7割以上が自家用車での移動となっています。



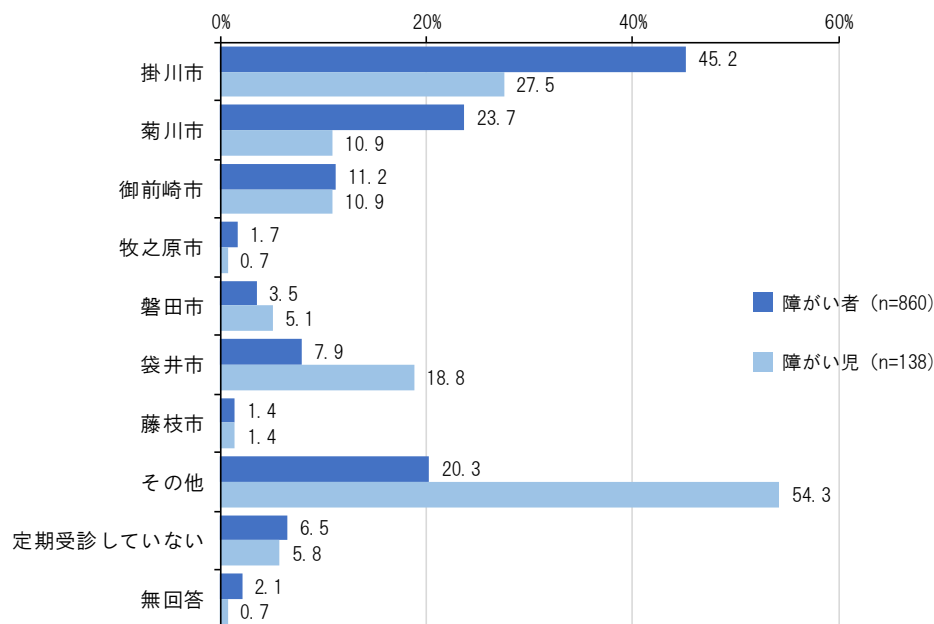
④（児）医療機関までの移動等で困っていること

「移動距離が長い」が52.9%で最も多く、「移動時間が長い」「医療機関での待機時間が長い」が続いています。



⑤定期受診している医療機関の所在地

障がい者では「掛川市」が45.2%で最も多く、「菊川市」「その他」と続いています。障がい児では「その他」が54.3%と最も多く、「掛川市」「袋井市」と続いています。



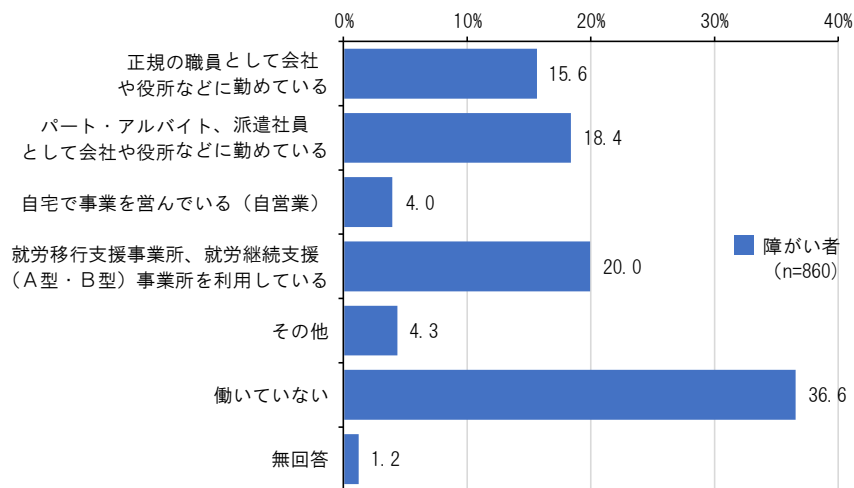
住所別にみると、障がい者では、いずれの市においても、自分が住んでいる市の医療機関で定期受診している人が最も多くなっています。障がい児では、『御前崎市』では自分が住んでいる市の医療機関で定期受診している人が最も多くなっていますが、『掛川市』『菊川市』では「その他」の割合が最も高くなっています。いずれの市においても、自分の住んでいる市またはその他の市町において定期受診をしている人が多くなっています。

		掛川市	菊川市	御前崎市	牧之原市	磐田市	袋井市	藤枝市	その他	し定期受診しない	無回答
障がい者	合計 (n=860)	45.2	23.7	11.2	1.7	3.5	7.9	1.4	20.3	6.5	2.1
	掛川市 (n=505)	60.8	8.9	2.6	0.2	4.2	11.3	0.8	23.0	7.1	2.6
	菊川市 (n=205)	29.3	62.4	7.3	0.0	1.0	2.4	2.4	17.1	5.9	1.0
	御前崎市 (n=141)	12.8	22.0	48.2	9.9	5.0	2.8	2.1	15.6	5.0	0.7
	その他 (n=5)	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0	20.0	20.0	0.0
障がい児	合計 (n=138)	27.5	10.9	10.9	0.7	5.1	18.8	1.4	54.3	5.8	0.7
	掛川市 (n=83)	34.9	1.2	2.4	1.2	7.2	19.3	1.2	55.4	7.2	1.2
	菊川市 (n=40)	17.5	32.5	12.5	0.0	2.5	20.0	2.5	55.0	0.0	0.0
	御前崎市 (n=15)	13.3	6.7	53.3	0.0	0.0	13.3	0.0	46.7	13.3	0.0
	その他 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(2) (者) 就労状況などについて

①現在の就労状況

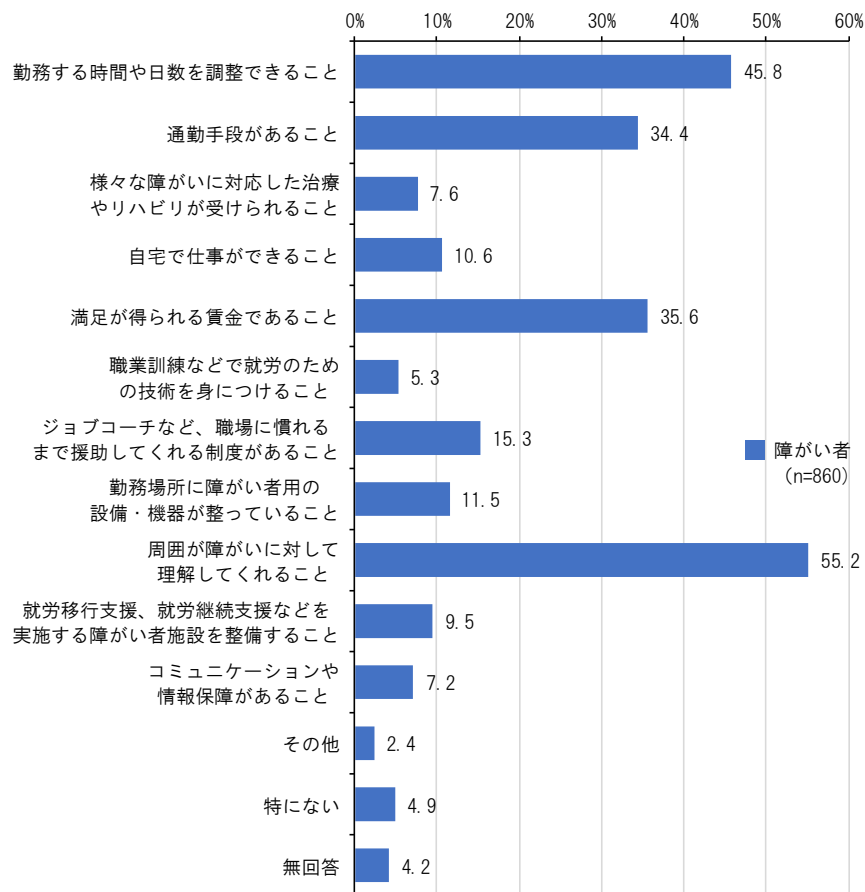
「就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）を利用している」が20.0%、「パート・アルバイト、派遣社員として会社や役所などに勤めている」が18.4%、「正規の職員として会社や役所などに勤めている」が15.6%となっています。一方、「働いてない」も36.6%となっています。



	今のままで良い	正社員として働きたい	働きたい 自分の生活時間・アルバイトに合わせた	自宅で仕事をした	作業所など（福祉的就労）で働きたい	自営業を営みたい	その他	働くことは難しい	働きたくない	無回答
全体（n=860）	37.0	8.4	12.9	4.7	7.8	1.0	3.3	17.8	4.1	3.1
正規の職員（n=134）	74.6	9.0	4.5	5.2	0.0	0.0	0.7	1.5	3.0	1.5
パート・アルバイト、派遣社員（n=158）	46.8	20.9	20.9	3.8	0.0	1.3	1.9	1.3	2.5	0.6
自営業（n=34）	61.8	0.0	2.9	17.6	0.0	8.8	5.9	0.0	2.9	0.0
就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（n=172）	47.7	8.1	12.2	1.2	26.2	0.0	2.3	1.7	0.6	0.0
その他（n=37）	48.6	2.7	8.1	2.7	8.1	0.0	10.8	10.8	2.7	5.4
働いていない（n=315）	6.3	3.2	14.6	5.7	5.7	1.3	4.4	44.8	7.3	6.7

②障がいのある人が働くために必要な環境

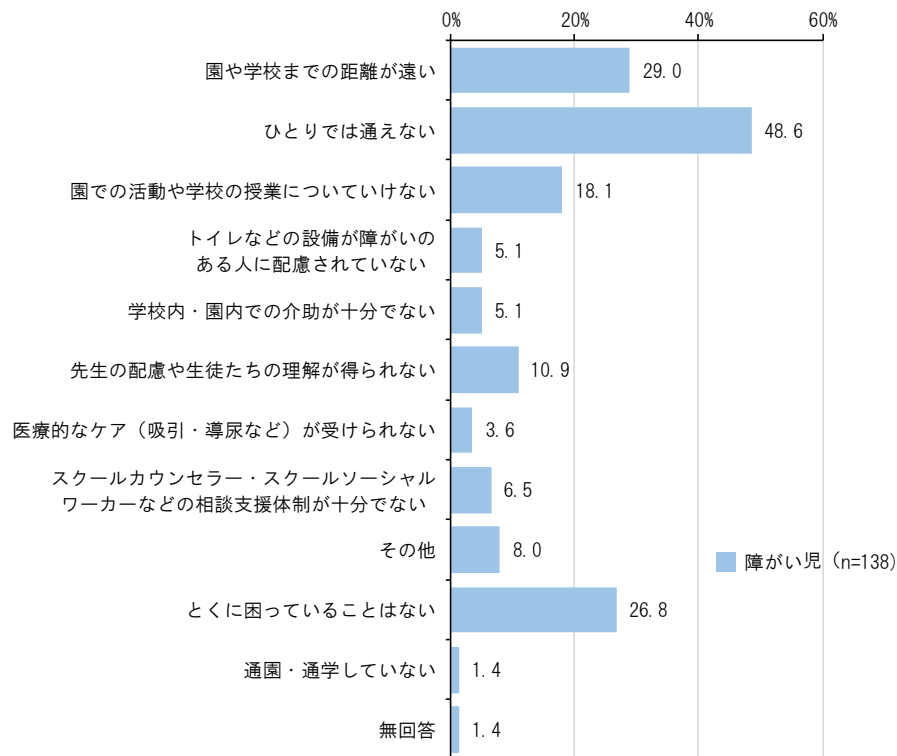
「周囲が障がいに対して理解してくれること」が55.2%で最も多く、ついで「勤務する時間や日数を調整できること」が45.8%、「通勤手段があること」が34.4%、「満足が得られる賃金であること」が35.6%、「通勤手段があること」が34.4%と続いています。



(3) (児) 日中活動や就学状況について

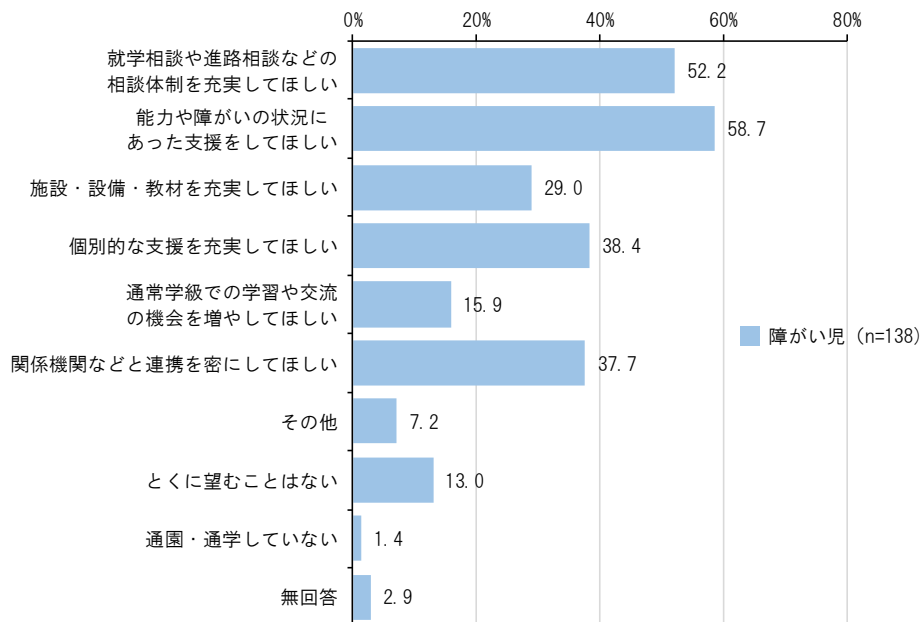
①通園・通学で困っていること・今後困りそうなこと

「ひとりでは通えない」が48.6%で最も多く、「園や学校までの距離が遠い」が29.0%、「園での活動や学校の授業についていけない」が18.1%と続いています。一方、「とくに困っていることはない」が26.8%となっています。



②通園・通学先に望むこと

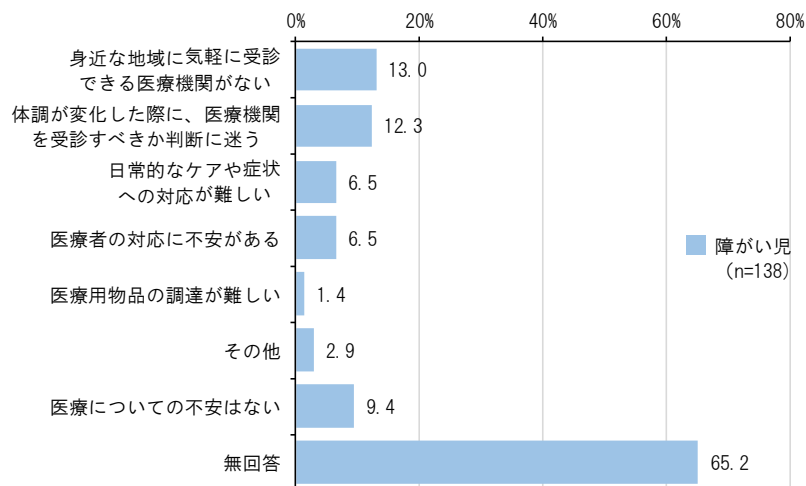
「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」が58.7%で最も多く、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」が52.2%、「個別的な支援を充実してほしい」が38.4%と続いています。



(4) (児) 医療的ケアを必要とする児童について

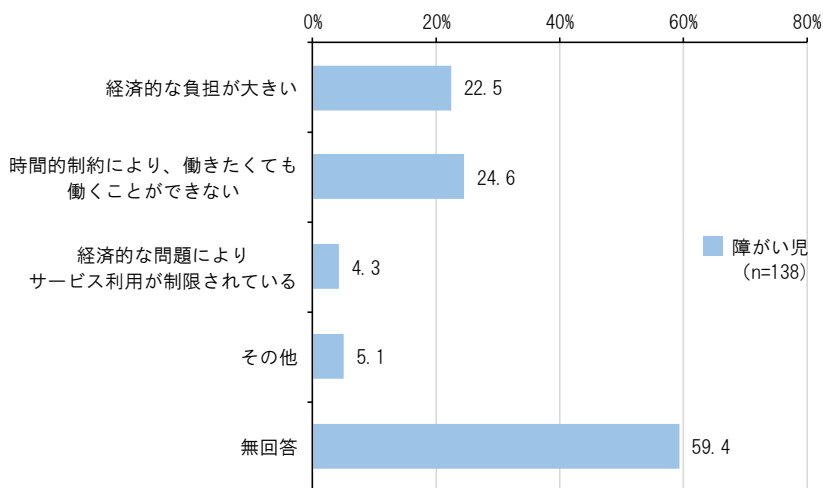
①医療についての不安

「身近な地域に気軽に受診できる医療機関がない」が13.0%で最も多く、「体調が変化した際に、医療機関を受診すべきか判断に迷う」が12.3%と続いています。



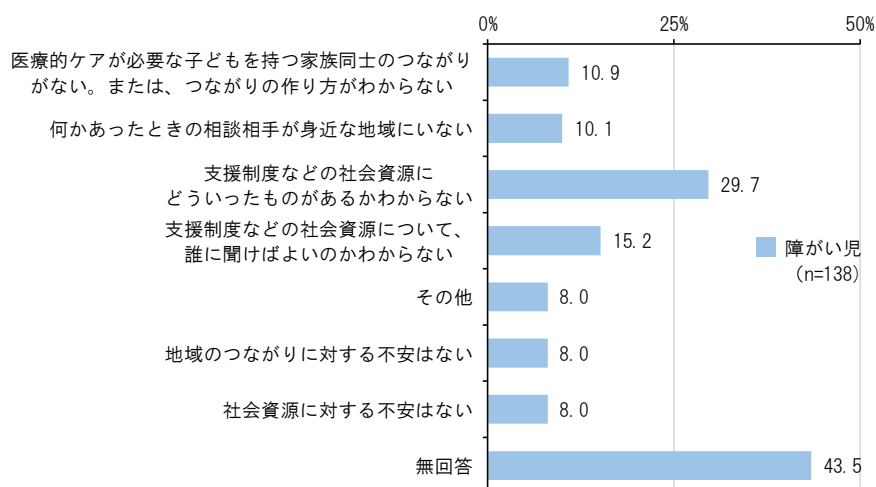
②経済的なことについての不安

「時間的制約により、働きたくても働くことができない」が24.6%で最も多く、「経済的な負担が大きい」が22.5%と続いています。



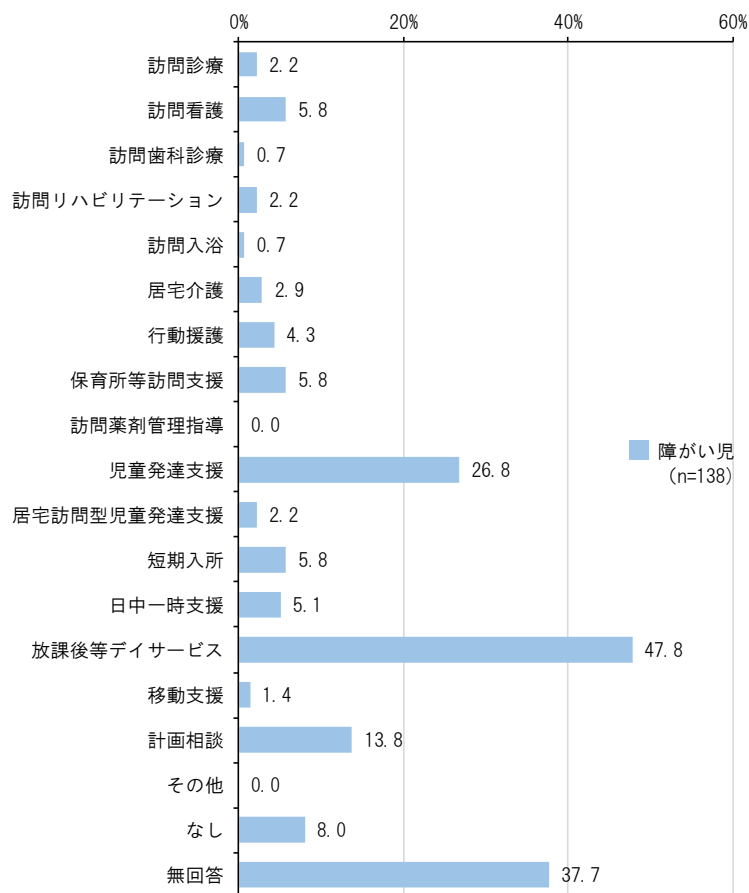
③地域のつながりや制度等の社会資源についての不安

「支援制度などの社会資源にこういったものがあるかわからない」が29.7%で最も多く、「支援制度などの社会資源について、誰に聞けばよいのかわからない」が15.2%と続いています。



④利用している（利用したことがある）サービス

「放課後等デイサービス」が47.8%で最も多く、「児童発達支援」が26.8%、「計画相談」が13.8%と続いています。

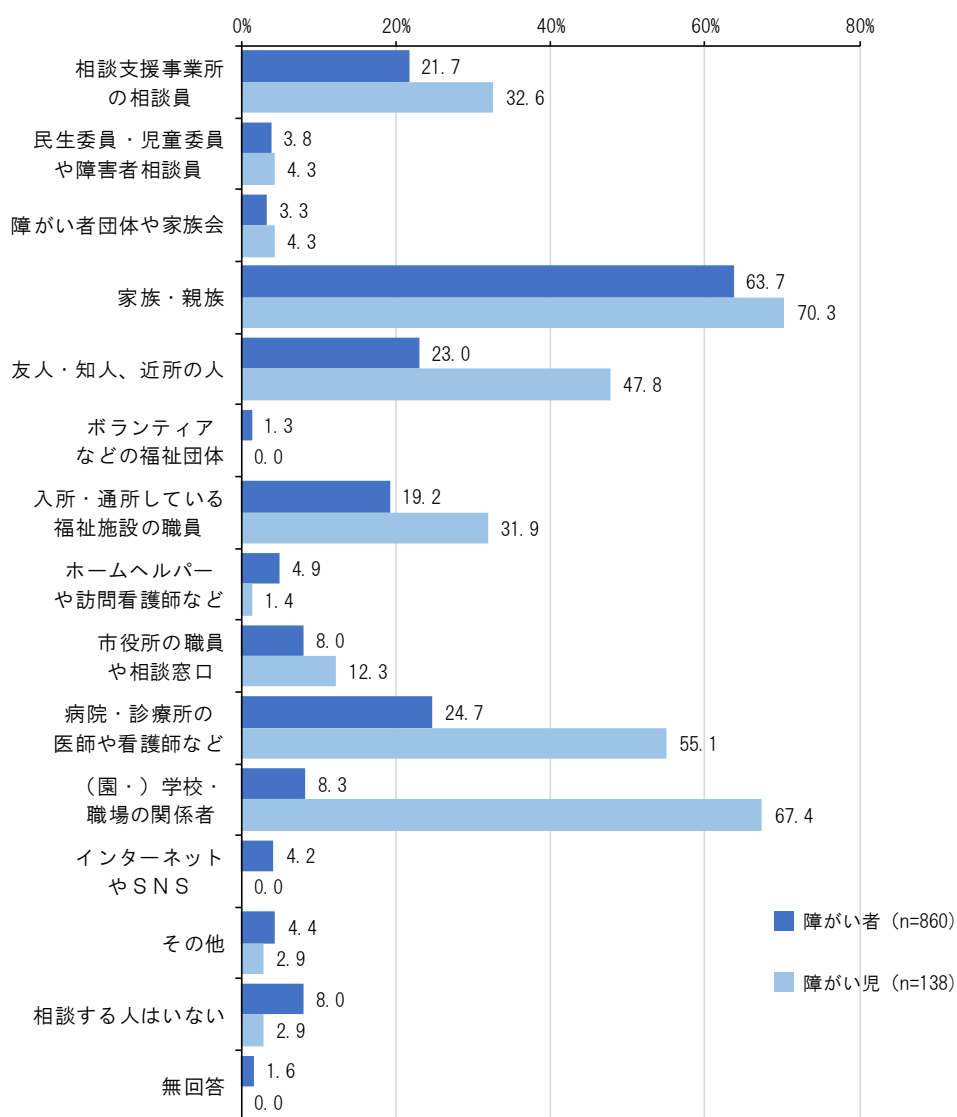


(5) 相談ごとについて

①悩み事や心配ごとの相談先

障がい者・障がい児ともに「家族・親族」が最も多くなっています。障がい者では、「病院・診療所の医師や看護師など」「友人・知人、近所の人」「相談支援事業所の相談員」が2割以上となっています。

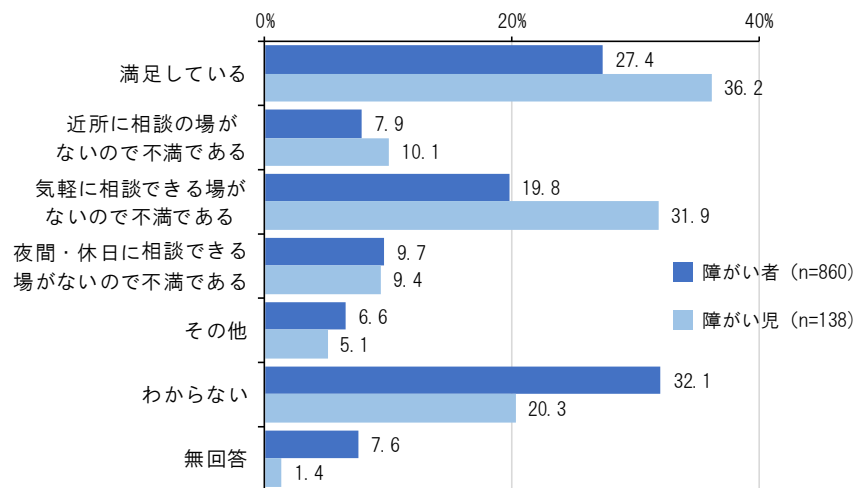
一方、障がい児では、「学校・職場の関係者」が67.4%、「病院・診療所の医師や看護師など」が55.1%、「友人・知人、近所の人」が47.8%、「相談支援事業所の相談員」が32.6%と、障がい者と比較すると、それぞれの相談先の割合が高くなっています。



※障がい児には「インターネットやSNS」の選択肢はなし

②困った時の相談体制の満足度

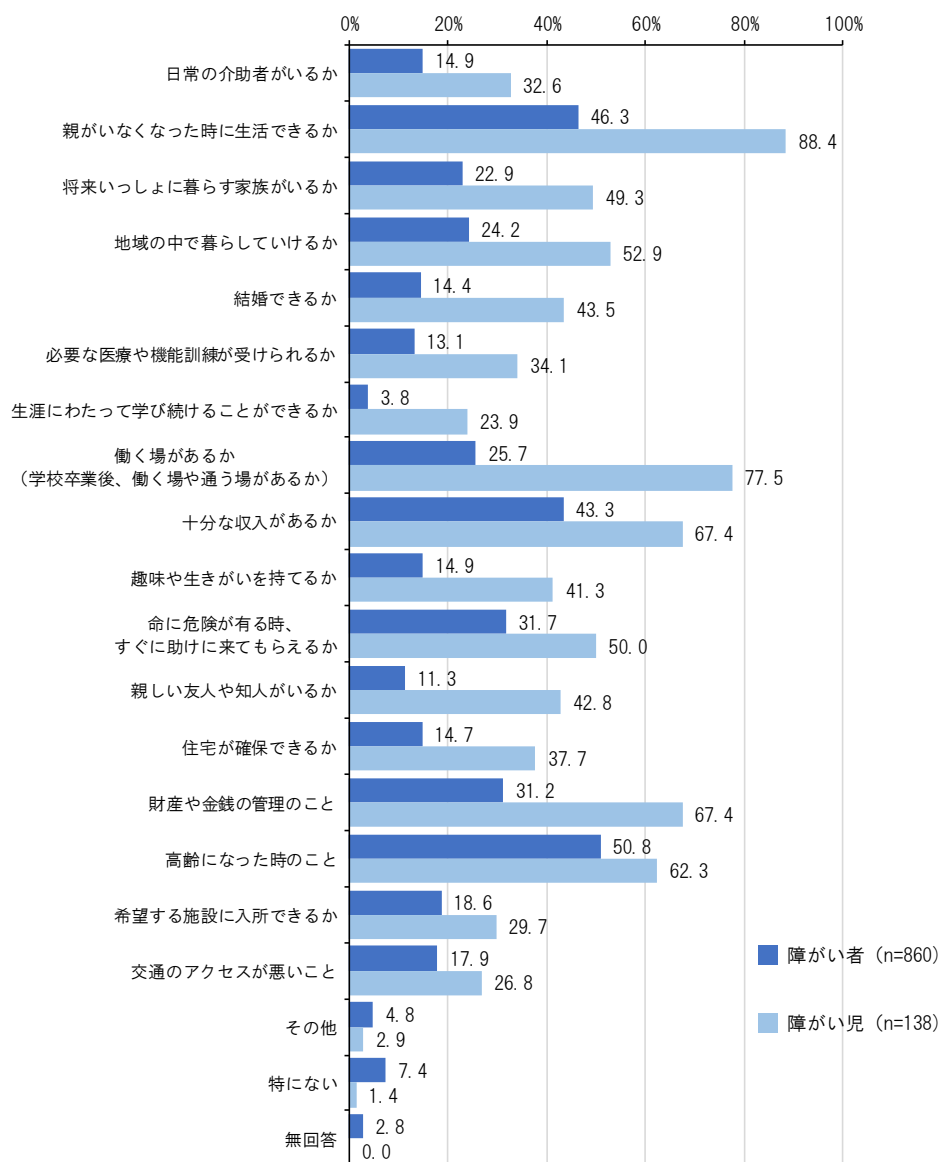
障がい者では「わからない」が32.1%で、障がい児では「満足している」が36.2%で最も多くなっています。一方、不満を感じている人は、障がい者・障がい児ともに「気軽に相談できる場がないので不満である」が最も多くなっています。



③将来のことで特に不安に感じていること

障がい者では「高齢になった時のこと」が50.8%で最も多く、「親がいなくなった時に生活できるか」が46.3%、「十分な収入があるか」が43.3%と続いています。

障がい児では「親がいなくなった時に生活できるか」が88.4%で最も多く、「働く場があるか（学校卒業後、働く場や通う場があるか）」が77.5%、「十分な収入があるか」「財産や金銭の管理のこと」がそれぞれ67.4%と続いています。

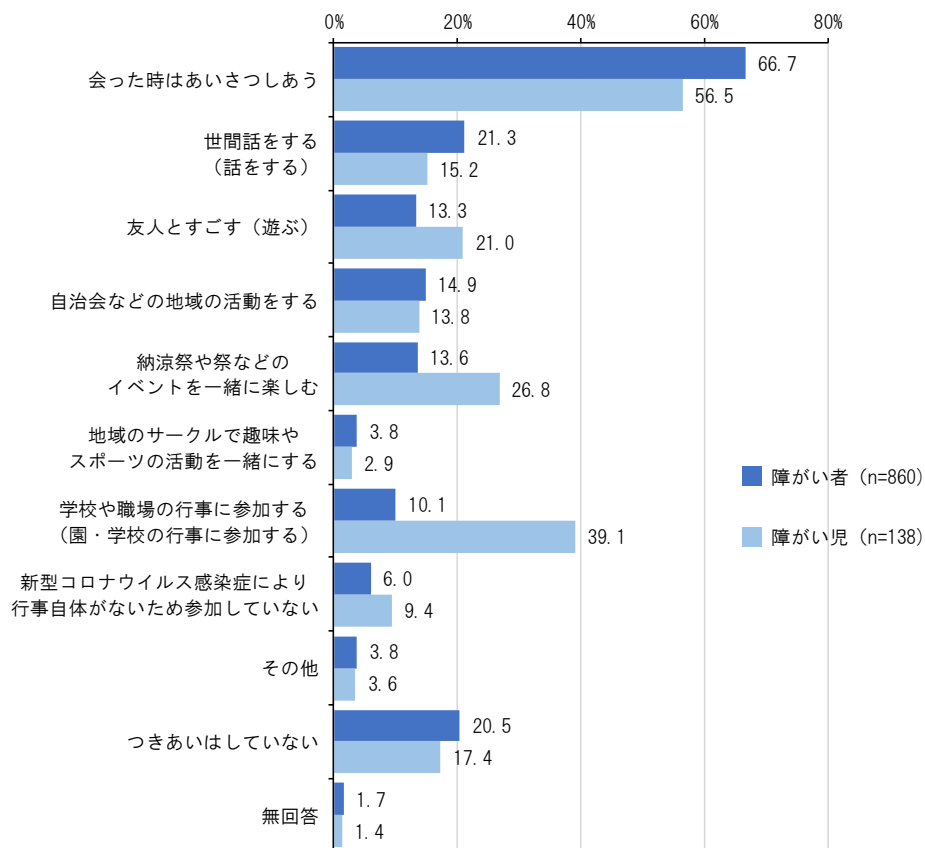


(6) 地域とのかかわりについて

①地域の人とのつきあい方

障がい者・障がい児ともに「会った時はあいさつしあう」が最も多くなっています。障がい者では「話をする」が21.3%、「自治会などの地域の活動をする」が14.9%と続いているが、「つきあいはしていない」が20.5%と2割を超えています。

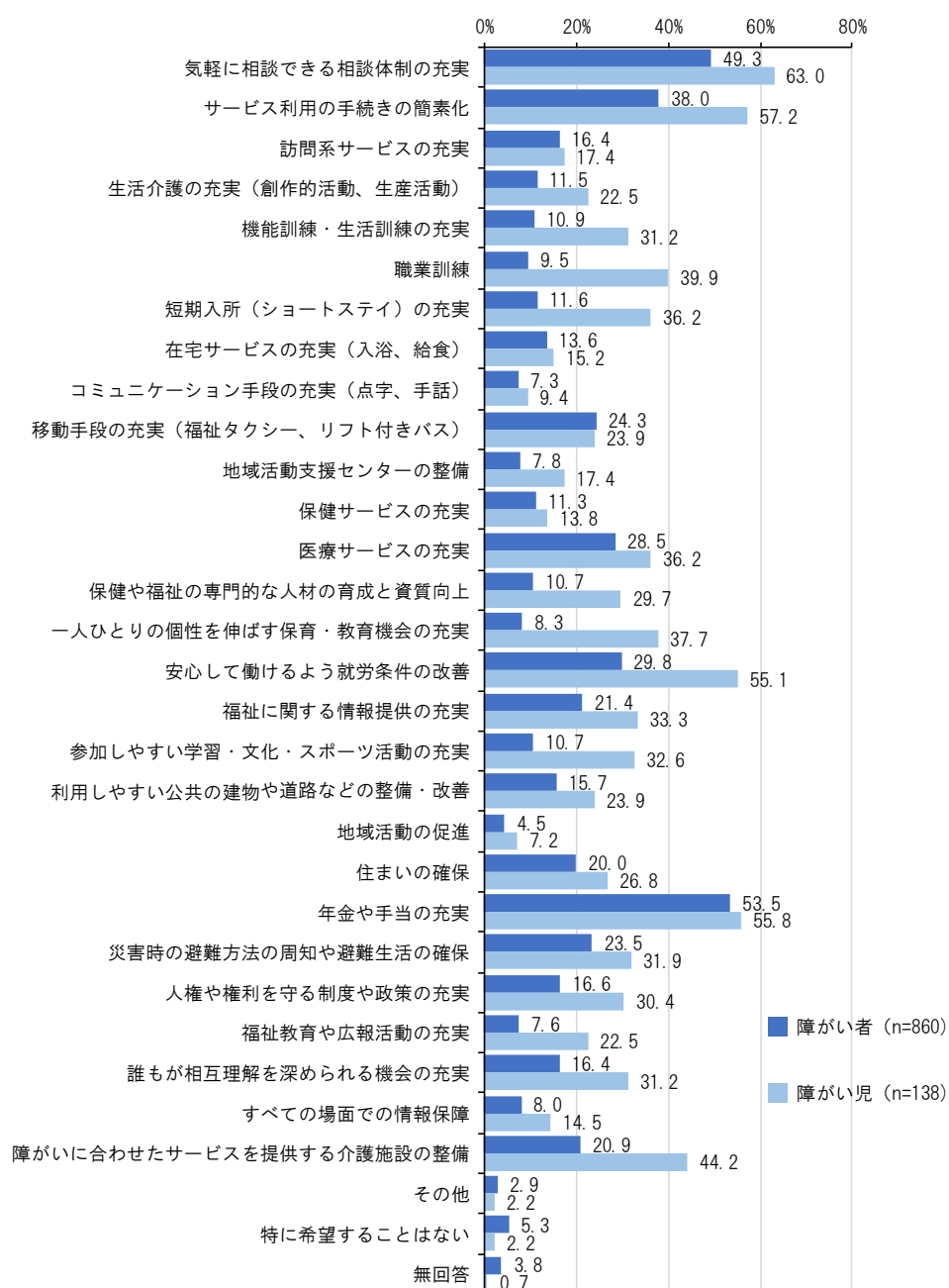
障がい児では「園・学校の行事に参加する」が39.1%、「納涼祭や祭などのイベントを一緒に楽しむ」が26.8%、「友人と遊ぶ」が21.0%と続いています。



②障がいのある人にとって住みよい地域をつくるために今後必要なこと

障がい者では「年金や手当の充実」が53.5%で最も多く、「気軽に相談できる相談体制の充実」が49.3%、「サービス利用の手続きの簡素化」が38.0%、「安心して働けるよう就労条件の改善」が29.8%と続いています。

障がい児では「気軽に相談できる相談体制の充実」が63.0%で最も多く、「サービス利用の手続きの簡素化」が57.2%、「年金や手当の充実」が55.8%、「安心して働けるよう就労条件の改善」が55.1%と続いています。

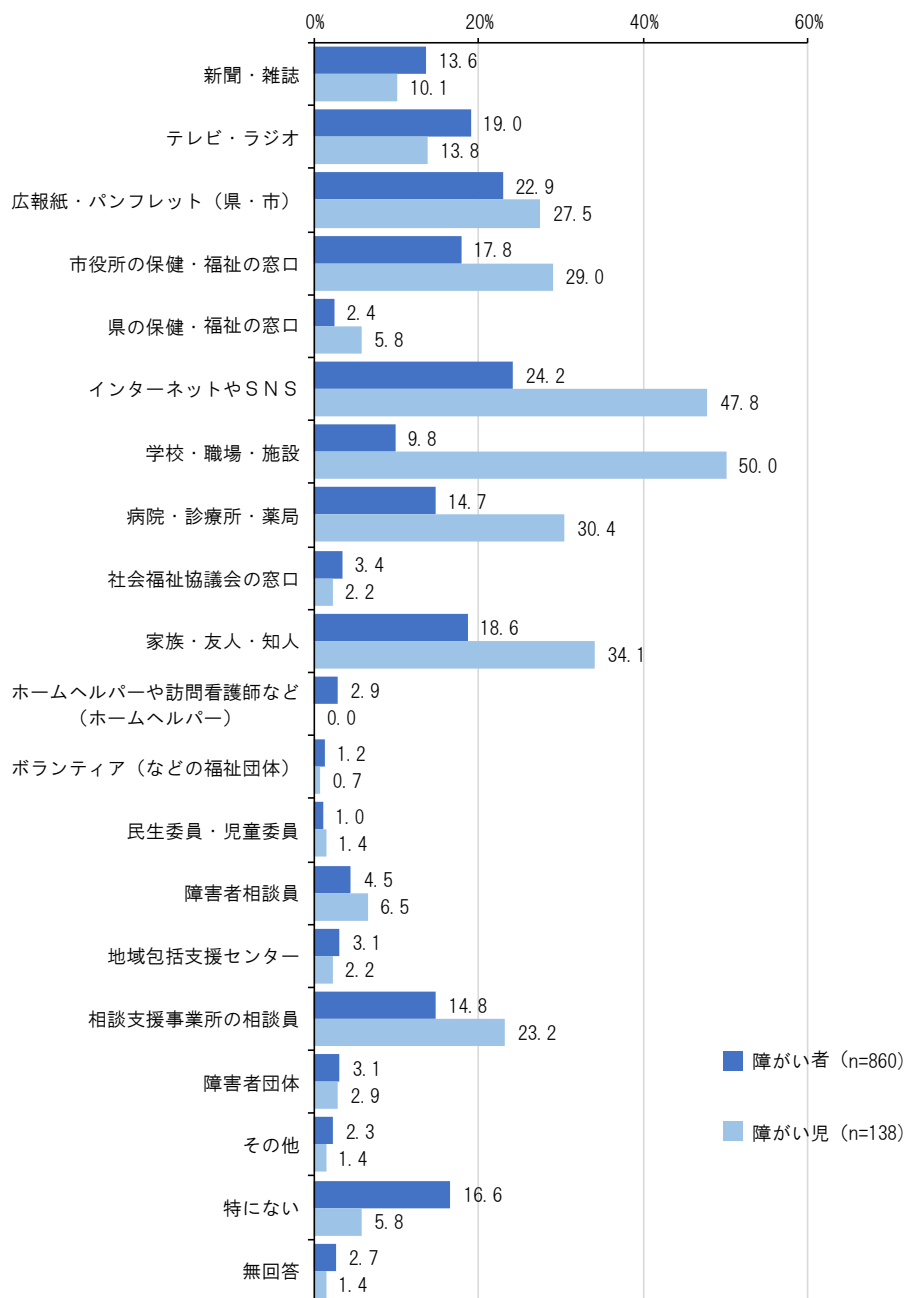


(7) (者) 今後の生活や障がい者施策について／(児) 今後の活動について

①福祉に関する情報などの主な入手先

障がい者では「インターネットやSNS」が24.2%で最も多く、「広報紙・パンフレット(県・市)」が22.9%、「テレビ・ラジオ」が19.0%、「家族・友人・知人」が18.6%と続っていますが、「特にない」も16.6%となっています。

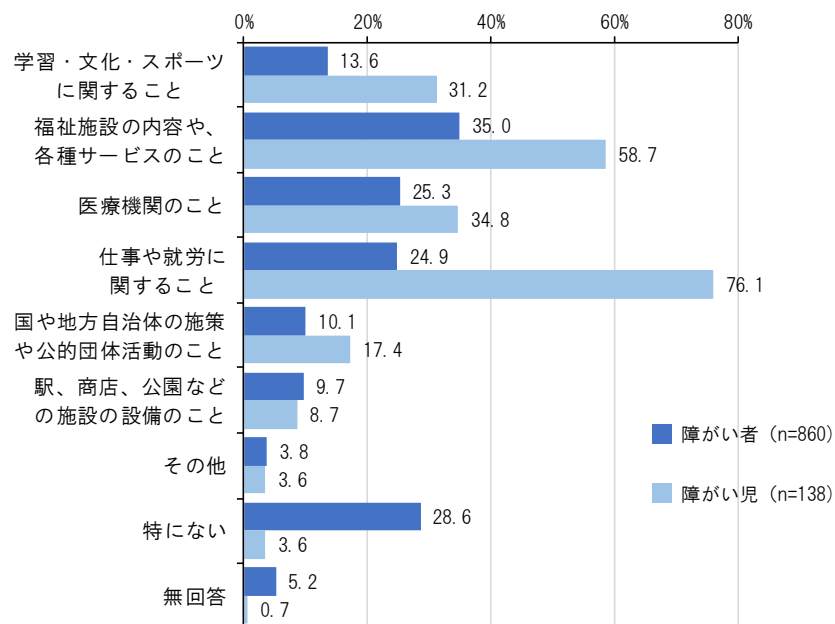
障がい児では「学校・職場・施設」が50.0%で最も多く、「インターネットやSNS」が47.8%、「家族・友人・知人」が34.1%、「病院・診療所・薬局」が30.4%と続いています。



②知りたい情報

障がい者では「福祉施設の内容や、各種サービスのこと」が35.0%で最も多く、「医療機関のこと」が25.3%と続いています。また、「特になし」も28.6%となっています。

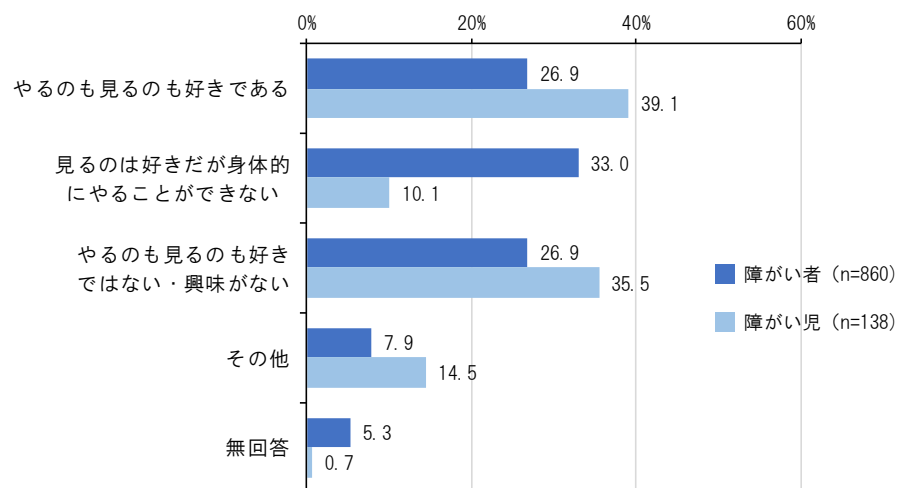
障がい児では「仕事や就労に関すること」が76.1%で最も多く、「福祉施設の内容や、各種サービスのこと」が58.7%と続いています。



③スポーツについての考え

障がい者では「見るのは好きだが身体的にやることができない」が33.0%で最も多く、「やるのも見るのも好きである」「やるのも見るのも好きではない・興味がない」がそれぞれ26.9%となっています。

障がい児では「やるのも見るのも好きである」が39.1%で最も多くなっています。一方、「やるのも見るのも好きではない・興味がない」も35.5%となっています。

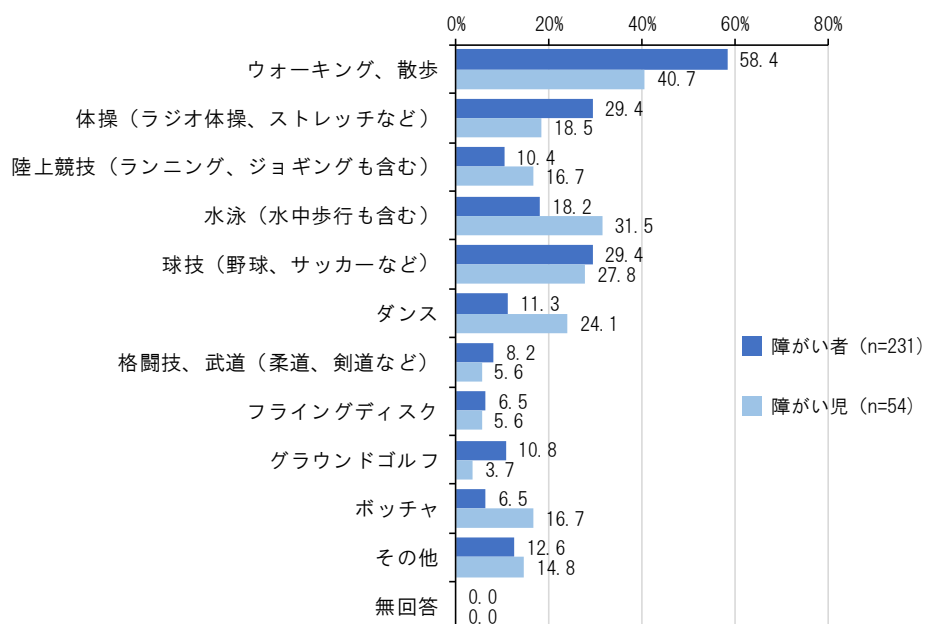


④やっている・やってみたいスポーツ

障がい者・障がい児ともに「ウォーキング・散歩」が最も多くなっています。

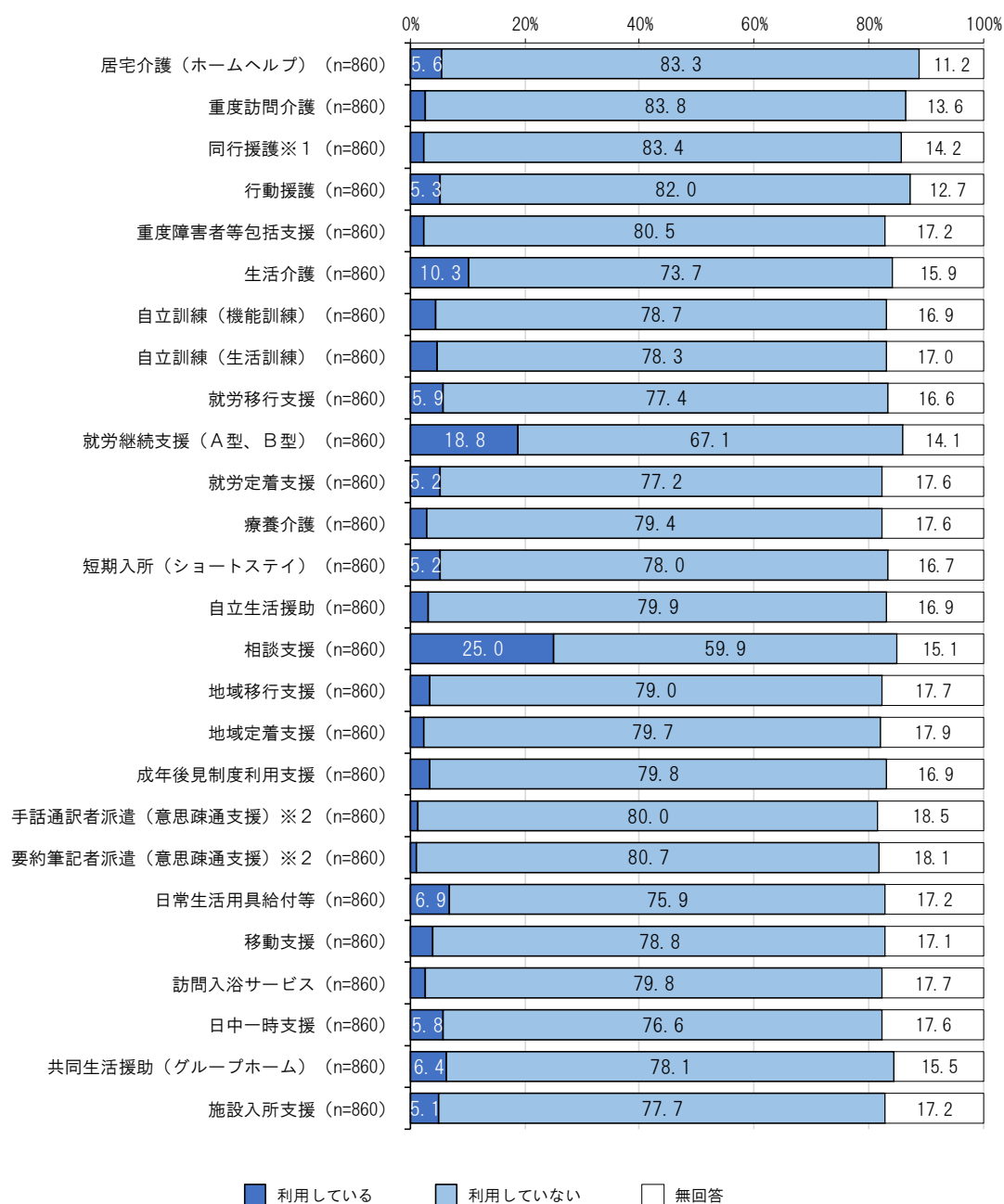
障がい者では「体操（ラジオ体操、ストレッチなど）」「球技（野球、サッカーなど）」がそれぞれ29.4%と続いています。

障がい児では「水泳（水中歩行も含む）」が31.5%、「球技（野球、サッカーなど）」が27.8%と続いています。



⑤（者）各サービスの利用状況

『利用している』では、「相談支援」が25.0％で最も多く、「就労継続支援（A型、B型）」が18.8％、「生活介護」が10.3％、「日常生活用具給付等」が6.9％と続いています。



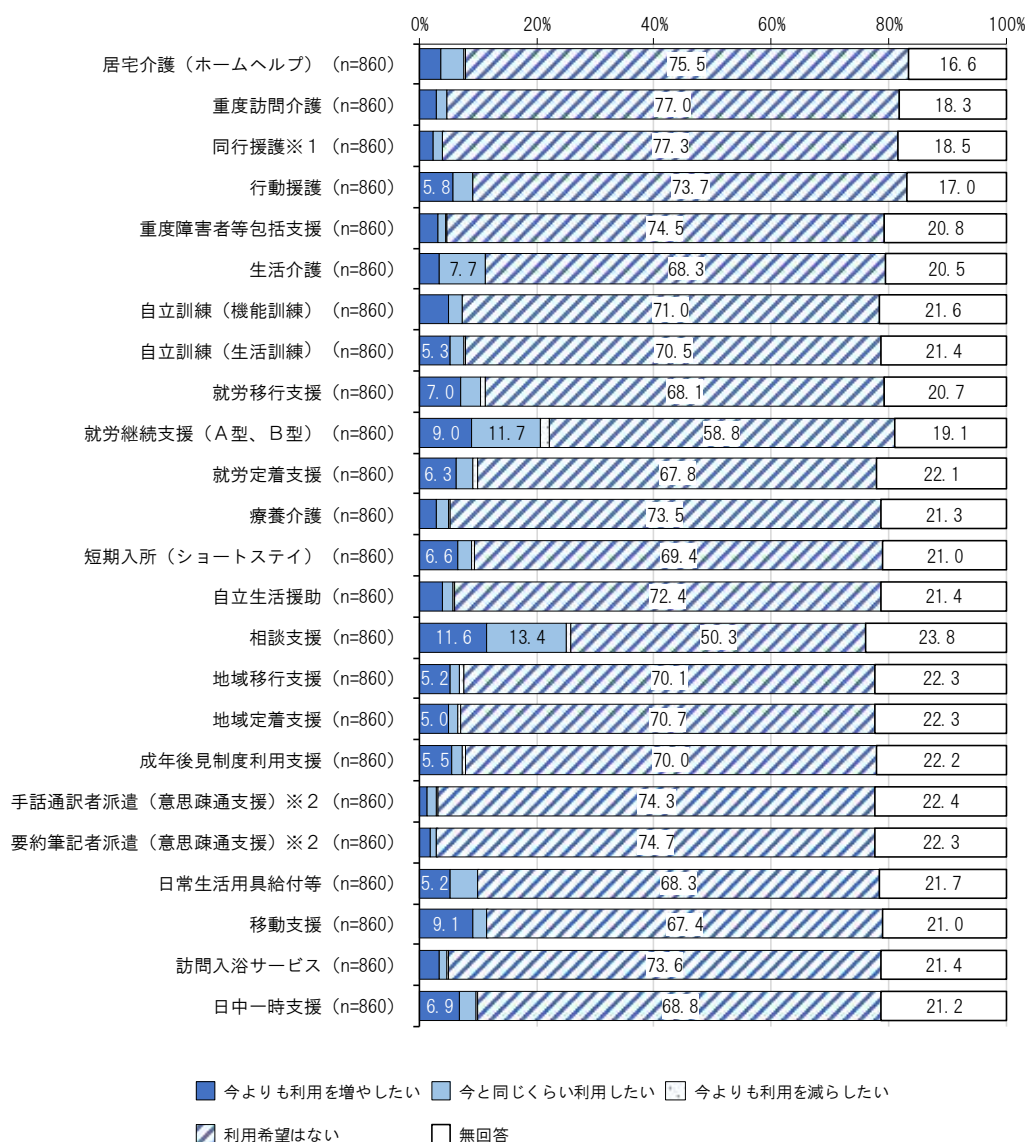
- ※1 視覚に障がいがある人が使うサービス。母数を視覚に障がいがある人に限れば、「利用している」の割合は、これよりも高くなります。
- ※2 聴覚に障がいがある人が使うサービス。母数を聴覚に障がいがある人に限れば、「利用している」の割合は、これよりも高くなります。

⑥（者）各サービスの今後３年以内の利用希望

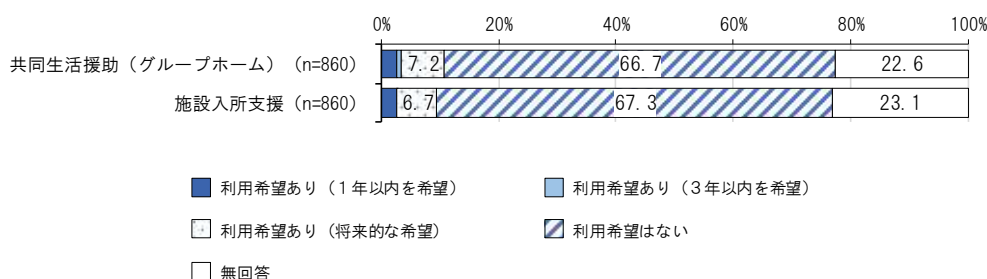
『今よりも利用を増やしたい』では「相談支援」が11.6%で最も多く、「移動支援」が9.1%、「就労継続支援（A型、B型）」が9.0%、「就労移行支援」が7.0%と続いています。

『今と同じくらい利用したい』では「相談支援」が13.4%で最も多く、「就労継続支援（A型、B型）」が11.7%、「生活介護」が7.7%と続いています。

また、施設の利用希望については、「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」とともに利用希望者の割合（１年以内を希望＋３年以内を希望＋将来的な希望）は１割前後となっています。

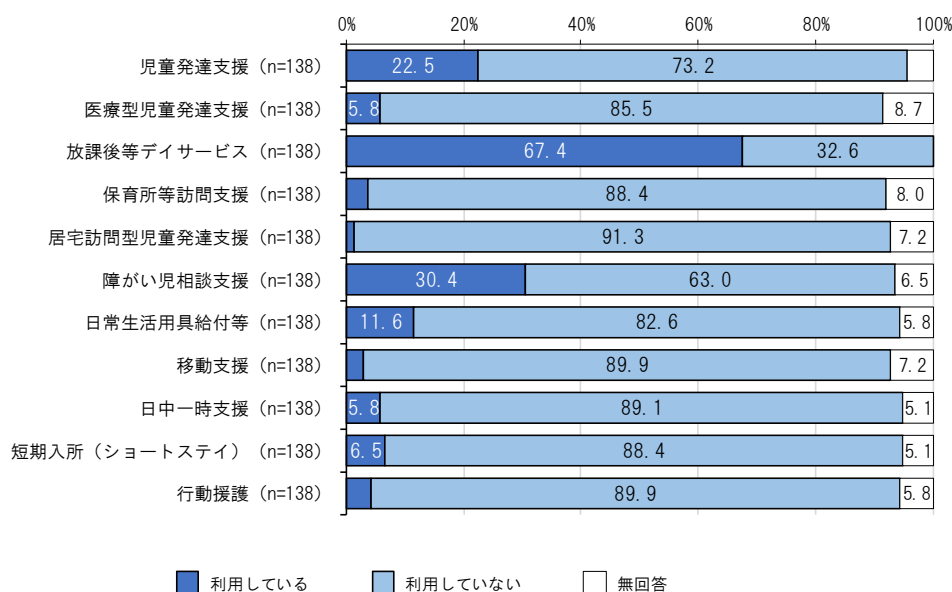


- ※1 視覚に障がいがある人が使うサービス。母数を視覚に障がいがある人に限れば、「利用している」の割合は、これよりも高くなります。
- ※2 聴覚に障がいがある人が使うサービス。母数を聴覚に障がいがある人に限れば、「利用している」の割合は、これよりも高くなります。



⑦（児）各サービスの利用状況

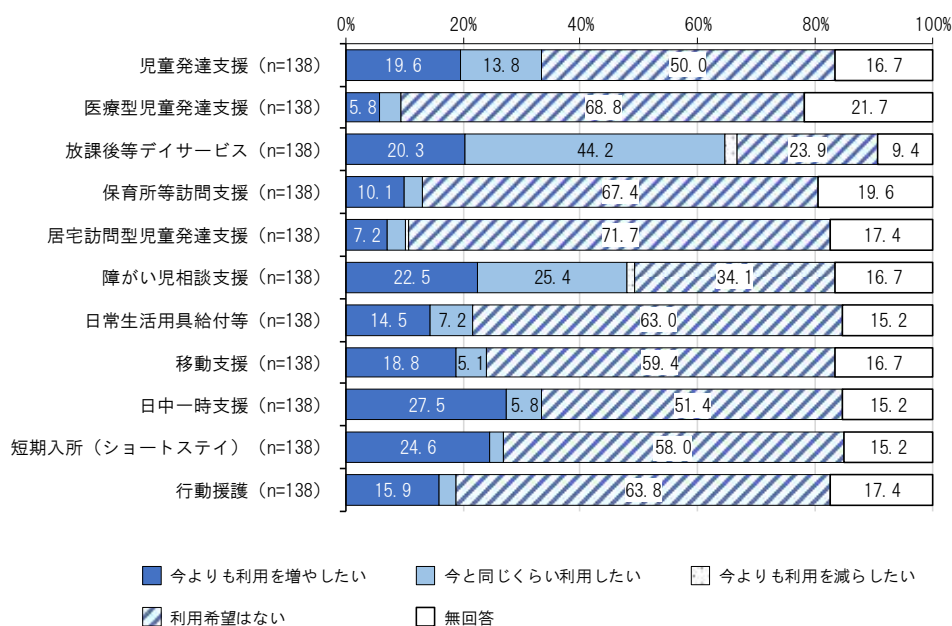
『利用している』では、「放課後等デイサービス」が67.4%で最も多く、「障がい児相談支援」が30.4%、「児童発達支援」が22.5%、「日常生活用具給付等」が11.6%と続いています。



⑧（児）各サービスの今後3年以内の利用希望

『今よりも利用を増やしたい』では「日中一時支援」が27.5%で最も多く、「短期入所（ショートステイ）」が24.6%、「障がい児相談支援」が22.5%、「放課後等デイサービス」が20.3%と続いています。

『今と同じくらい利用したい』では「放課後等デイサービス」が44.2%で最も多く、「障がい児相談支援」が25.4%、「児童発達支援」が13.8%と続いています。

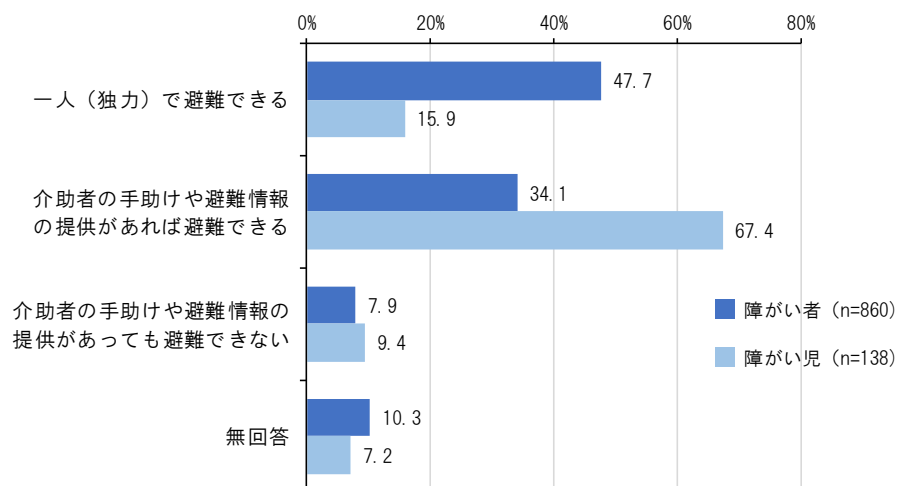


(8) 災害時のことについて

①災害発生時における避難行動

障がい者では「一人（独力）で避難できる」が47.7%で最も多く、「介護者の手助けや避難情報の提供があれば避難できる」が34.1%と続いています。

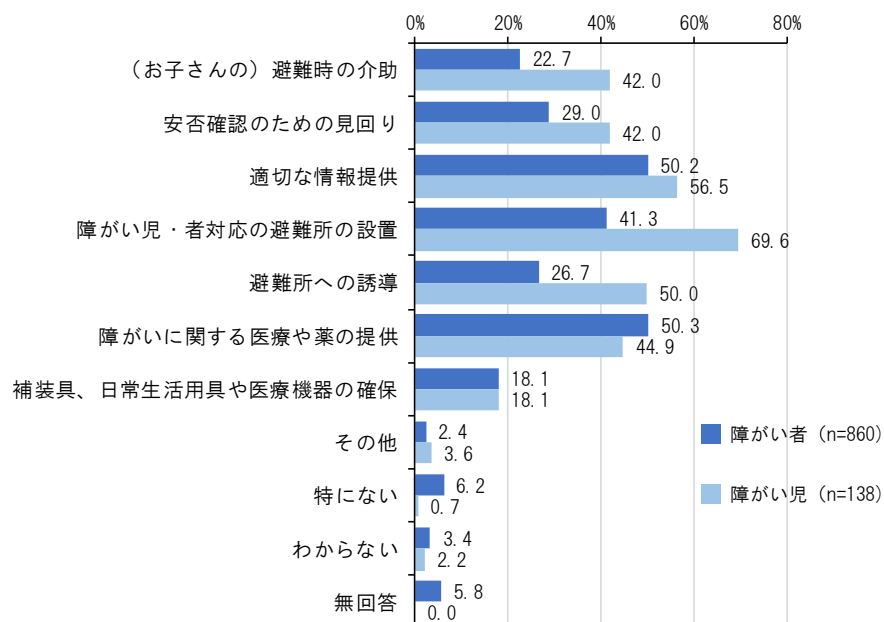
障がい児では「介護者の手助けや避難情報の提供があれば避難できる」が67.4%で最も多く、「一人（独力）で避難できる」が15.9%となっています。



②緊急事態発生時において行政に望むこと

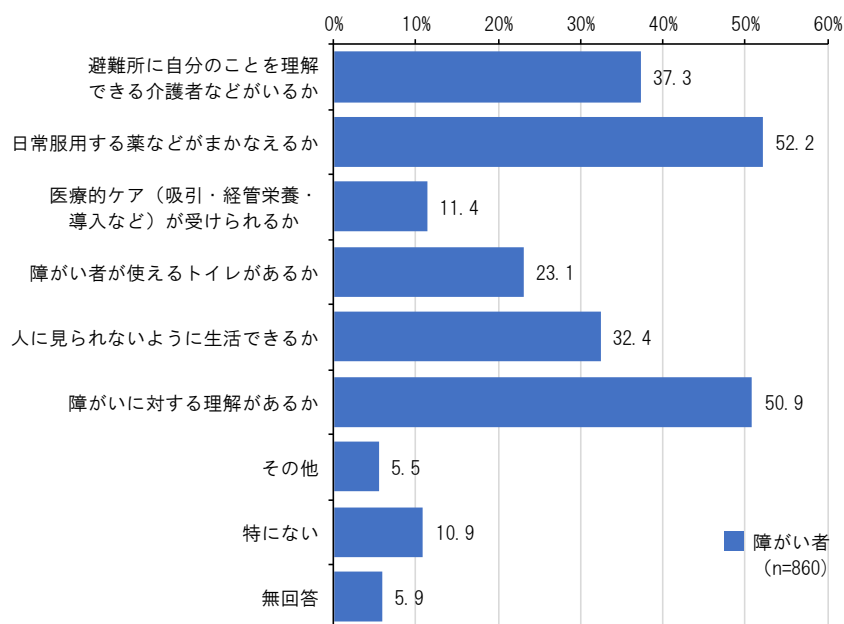
障がい者では「障がいに関する医療や薬の提供」が50.3%で最も多く、「適切な情報提供」が50.2%と続いています。

障がい児では「障がい児・障がい者の避難所の設置」が69.6%で最も多く、「適切な情報提供」が56.5%と続いています。



③（者）避難所生活における心配ごと

「日常服用する薬などがまかなえるか」が52.2%で最も多く、「障がいに対する理解があるか」が50.9%、「避難所に自分のことを理解できる介護者などがいるか」が37.3%と続いています。



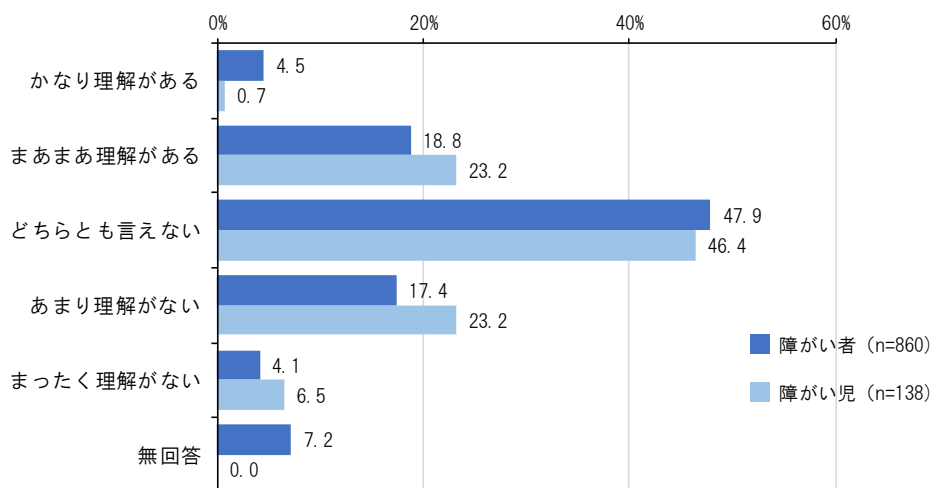
（９）人権や権利擁護について

①障がいのある人に対する市民の理解

障がい者・障がい児ともに「どちらとも言えない」が最も多くなっています。

障がい者では“理解がある”（「かなり理解がある」＋「まあまあ理解がある」）が23.3%と、“理解がない”（「あまり理解がない」＋「まったく理解がない」）（21.5%）を上回っています。

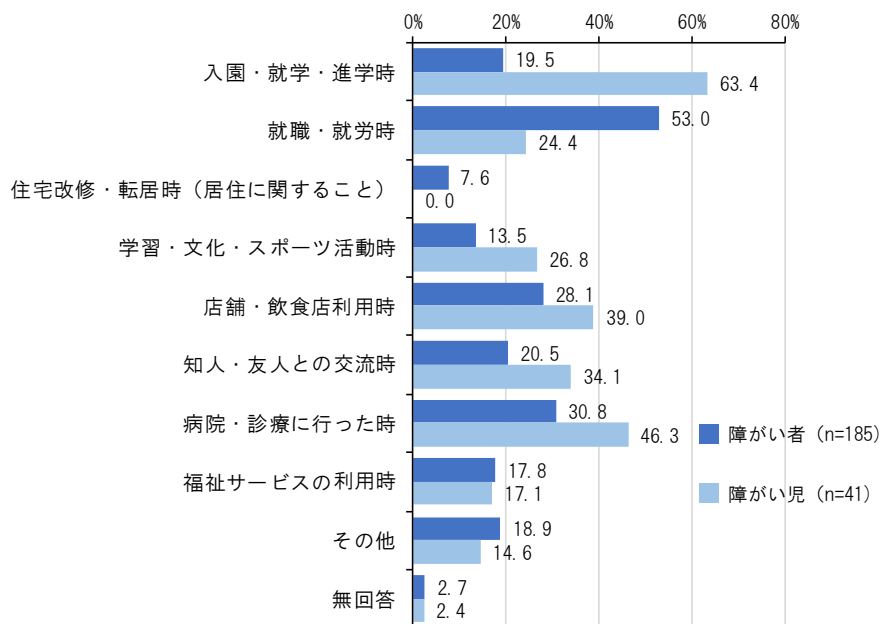
障がい児では“理解がない”（「あまり理解がない」＋「まったく理解がない」）が29.7%と、“理解がある”（「かなり理解がある」＋「まあまあ理解がある」）（23.9%）を上回っています。



②障がいのある人に対する理解がないと感じた場面

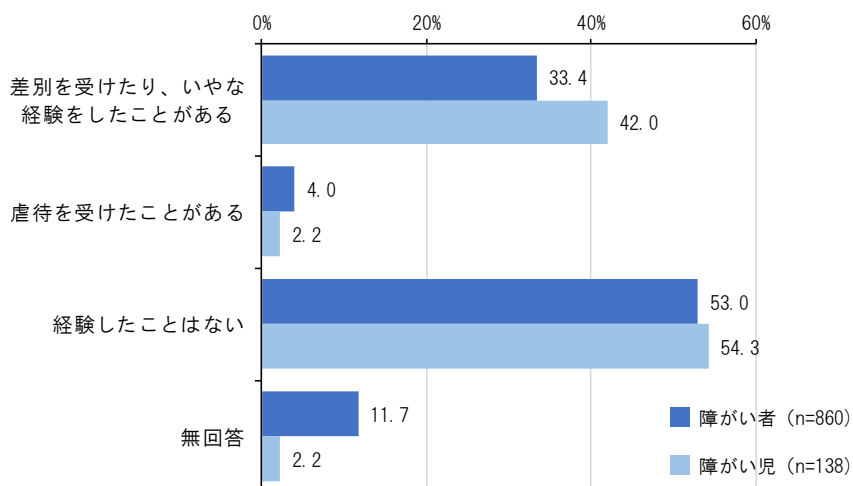
障がい者では「就職・就労時」が53.0%、障がい児では「入園・就学・進学時」が63.4%で最も多くなっています。

障がい者・障がい児ともに第2位は「病院・診療に行った時」、第3位は「店舗・飲食店利用時」となっています。



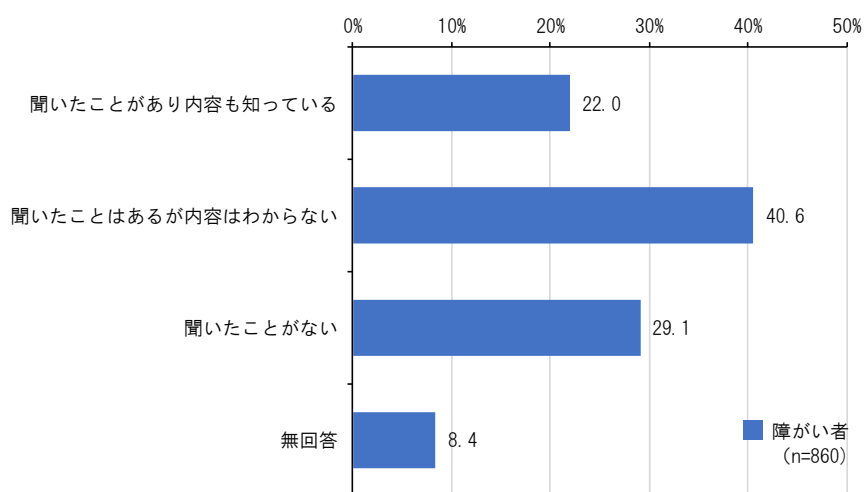
③差別や虐待等を受けた経験

障がい者・障がい児ともに「経験したことはない」が5割を上回っています。一方、「差別を受けたり、いやな経験をしたことがある」が3割以上となっています。



④（者）成年後見制度の認知度

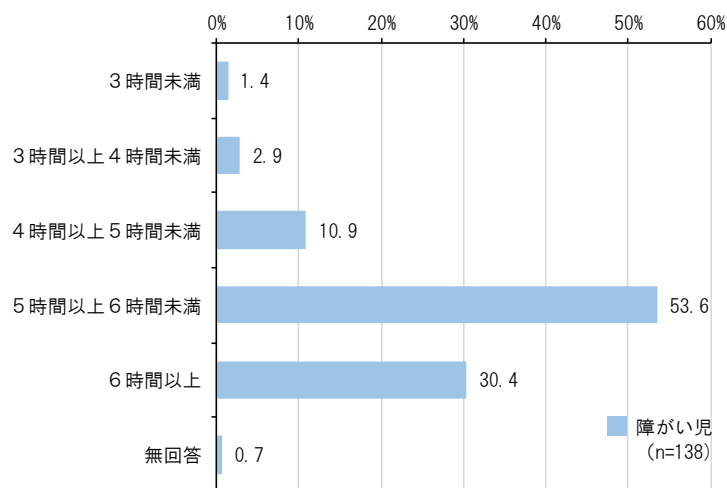
「聞いたことはあるが内容はわからない」が40.6%で最も多く、「聞いたことがない」が29.1%、「聞いたことがあり内容も知っている」が22.0%と続いています。



(10)（児）保護者自身について

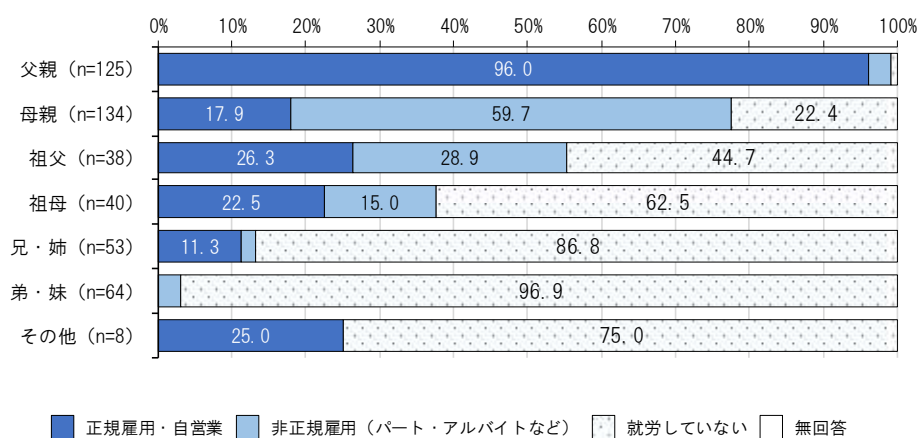
①一日合計の睡眠時間

「5 時間以上 6 時間未満」が53.6%で最も多く、「6 時間未満」が68.8%と約 7 割となっています。



②同居者の就労状況

『母親』では「非正規雇用（パート・アルバイトなど）」が59.7%で最も多く、「就労していない」が22.4%、「正規雇用・自営業」が17.9%と続いています。



(11) まとめ

①移動に伴う困難

18歳以上の方は自分が住んでいる市の医療施設に通ったり、定期受診していることが伺えるが18歳未満の方は自分が住んでいる市以外の医療施設に通ったり、定期受診している割合が高くなっています。そのため、「移動距離が長い」「移動時間が長い」等の移動に伴う困難が生じていることが伺えます。また、通勤・通学で困っていること・今後困りそうなことにおいても「園や学校までの距離が遠い」が上位に挙がっており、ここでも移動に伴う困難が生じていることが伺えます。

②障がいに対する理解

働くために必要な環境として最も多かったのは「周囲が障がいに対して理解してくれる」こととなっています。また、障がいのある人に対する理解としては、“理解がある”（「かなり理解がある」＋「まあまあ理解がある」）と感じている人が18歳以上・未満ともに2割台、“理解がない”（「あまり理解がない」＋「まったく理解がない」）が2割台、「どちらともいえない」が4割台の回答でした。障がいに対する理解がないと感じる場面としては、18歳以上では「就職・就労時」、18歳未満では「入園・就学・進学時」となっており、それぞれのスタートの時点で理解が得られていないと感じている方が多くなっています。そのため、より多くの方に障がいに対する理解を深めてもらうことが、障がいのある人たちが住みよい地域となる第一歩であることが伺えます。

③気軽に相談できる体制

障がいのある人にとって住みよい地域をつくるために今後必要なこととして「気軽に相談できる相談体制の充実」が上位に挙げられています。実際に利用しているサービスとして、18歳以上では「相談支援」が、18歳未満では「障がい児相談支援」が多くなっています。これらのサービスは今後の利用希望も高くなっています。困った時の相談体制の満足度としては決して高くはないこと、実際に利用しており、今後も利用したいサービスであるからこそ、より一層の充実が求められます。

④社会とのかかわり

将来のことで特に不安に感じていることとして、18歳未満では「親がいなくなった時に生活できるか」「働く場があるか」が上位に挙がっています。また、障がいのある人にとって住みよい地域をつくるために今後必要なこととして、「年金や手当の充実」「安心して働けるよう労働条件の改善」が上位に挙がっています。地域の中で自立した生活を送るには経済的にも自立できるような支援が必要になります。

⑤サービス利用について

各サービスの利用状況をみると、18歳以上・未満ともに特定のサービスを除けば、利用していない割合が高くなっています。障がいの等級によっては必要がない場合もありますが、障がいのある人にとって住みよい地域をつくるために今後必要なこととして「サービス利用の手続きの簡素化」が上位に挙げられていることから、手続きが簡素化されることで利用しやすくなる可能性があることが伺えます。

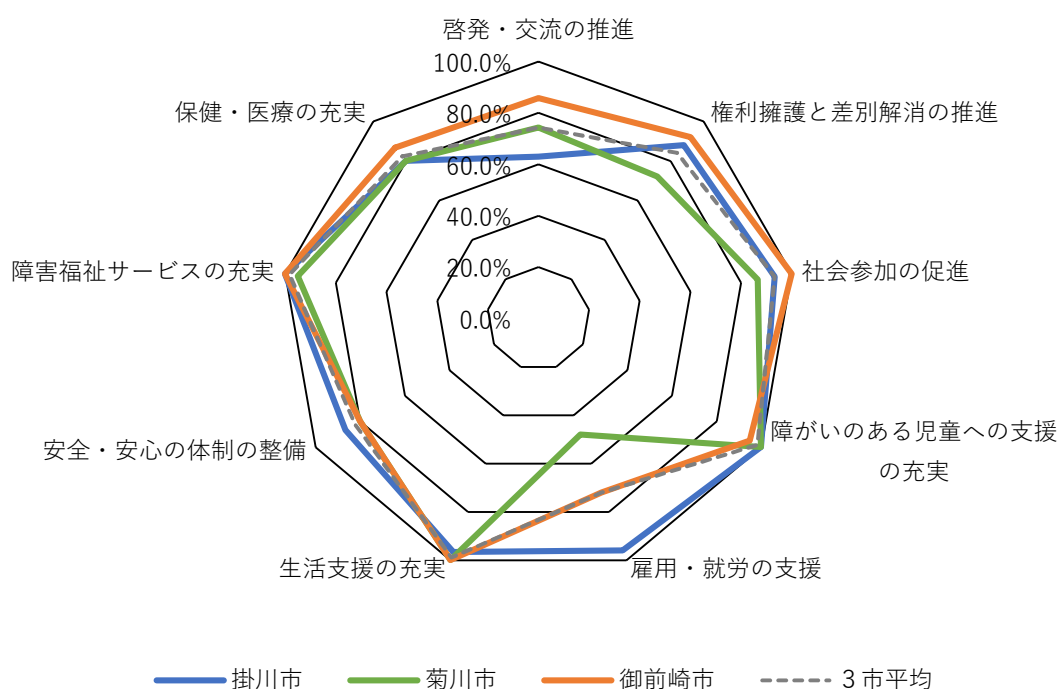
3 前期計画の総括

第2次東遠地域広域障害者計画では「人格と個性を尊重し合い、共生する地域社会」という基本理念を掲げ、9つの基本施策に沿って施策を展開してきました。

第2次計画は、第1次計画の評価・検証を通じて、現実的に実施でき、進捗の管理ができるものや、計画期間内での対応が必要なものに絞って施策を展開することで、実効性の高い計画を目指して策定されました。

第2次計画における9つの施策の方向性、各施策における推進施策の達成度を、3市ごとに定量的（0～100%、20%刻みに評価）に評価しました。

それぞれの評価についてまとめたのが以降の図表になります。



9つの施策の方向性については、3市平均でみると概ね達成されていることが読み取れます。ただ、達成が十分ではなかったものとしては、掛川市・菊川市における「啓発・交流の推進」、菊川市における「権利擁護と差別解消の推進」、菊川市・御前崎市における「雇用・就労の支援」が挙げられます。

また、個別の推進施策をみると、こちらも3市平均でみると概ね達成されていることがうかがえます。新型コロナウイルス感染症の拡大という状況もあり、事業そのものを実施することができなかったものもありますが、第2次計画策定時に目指した、実効性の高い計画づくりが奏功したことがうかがえます。

第3次計画においても、第2次計画に引き続き、実効性の高い計画とすることを目指し、障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指します。

(1) 掛川市

啓発・交流の推進としては、新規職員を対象に手話言語条例について研修するとともに、手話動画を作成しSNS等を活用し、周知・啓発を図っています。

権利擁護と差別解消の推進としては、三士会（弁護士・司法書士・社会福祉士）と3市（掛川市・菊川市・御前崎市）行政及び社会福祉協議会からなる中核機関を設置し、広報や周知を図ってきました。少しずつではありますが、成年後見制度利用に関する体制や、制度の周知が進んでいます。

社会参加の促進としては、民生委員・児童委員が、感染対策に配慮しながら見守り・声掛け活動を継続してきました。

雇用・就労の支援としては、市役所内の障がいのある方の法定雇用率を達成することができました。引き続き、障がいのある方の理解促進、啓発活動を実施し、障害者雇用率・定着率の向上を図ります。

安全・安心の体制の整備としては、全地区を対象とした災害時要援護者避難支援個別計画の策定を推進し、更新作業を実施しました。

(2) 菊川市

啓発・交流の推進としては、例年、イベントに併せて啓発を行っていましたが、コロナ禍によりイベントが開催されない事態となりました。そこで令和3年度からは、手話動画を市ホームページに掲載するなど、代替の啓発ができたものもあれば、障害者の差別解消のようにイベントが再開されるようになるまで、十分な啓発ができなかったものもありました。

権利擁護と差別解消の推進としては、成年後見制度については3市の行政及び社会福祉協議会の取組みにより、制度周知が進みました。一方、障がい者虐待については、発生件数が少ないこともあり、対応に慣れておらず、迅速な解決ができるよう進め方を検討する必要があります。

社会参加の促進としては、民生委員・児童委員の見守り活動はコロナ禍でも継続していただきました。国からの補助が終了したことで、自動車改造費助成事業は平成30年度をもって終了しています。

雇用・就労の支援としては、市役所としての法定雇用率は達成しました。障がい者就労施設等からの優先調達については、全庁体制ではできていません。なお、福祉施設からの一般就労移行者が少ないため、中東遠圏域就労部会等で情報収集に努めており、一般就労移行者数の増を図っています。

(3) 御前崎市

啓発・交流の推進としては、コロナ禍で中止となったイベント等の再開時の広報・周知や活動支援が課題です。

権利擁護と差別解消の推進としては、成年後見制度利用促進に係る支援体制を整備しましたが、周知が不足しているため、制度の利用支援とともに広報・周知が課題です。

社会参加の促進としては、孤立防止のために民生委員を中心に見守りや声掛けを推奨していますが、実際に孤立している人がいないか確認する方法が課題です。

障がいのある児童への支援の充実としては、能力や障がいの状況にあった支援の希望が多いことから、ニーズ把握と支援に努めます。

雇用・就労の支援としては、就職件数は増加していますが、雇用率は静岡県全体を下回っているため、企業への雇用推進及び職場における障がいに対する理解促進をより推進する必要があります。

生活支援の充実としては、引き続き相談しやすい支援体制の構築を図るとともに、SNSやホームページを活用した情報発信に努めます。

安全・安心の体制の整備としては、福祉避難所の開設訓練及びマニュアルをより効果的な内容としていく必要があります。

障害福祉サービスの充実としては、一人ひとりに適したサービスの利用につなげるよう、引き続き情報提供および支援体制の充実が必要です。

保健・医療の充実としては、広報誌やホームページ等により受診の必要性について更なる周知が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

国が平成19年に署名した国連の「障害者権利条約」は、障がいのある方の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある方の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある方の権利の実現のための措置等について定めています。

この障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の第1条では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、(中略) 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的とする旨が規定されています。

第3次東遠地域広域障害者計画においては、こうした理念を踏まえ、また、第1次計画及び第2次計画の考えを継承しつつ整理を行い、障がいのある方が生きがいを持って生活できる環境づくりと、障がいのある方もない方も共に暮らせるまちづくりを実現するため、基本理念を「人格と個性を尊重し合い、共生する地域社会」と定めます。

基 本 理 念

人格と個性を尊重し合い、共生する地域社会

2 体系図

基本理念	施策の方向性 (第2次踏襲)	主な施策
人格と個性を尊重し合い、共生する地域社会	啓発・交流の推進	①市広報紙やホームページなどによる啓発、 ②障がい者福祉に関する啓発、③障がい者施設製品の販売支援、 ④障がい者施設との交流支援、⑤障がい者団体の活動の支援、 ⑥地域福祉活動拠点の提供、⑦手話言語条例の普及啓発【重点事業】
	権利擁護と 差別解消の推進	①虐待の防止、②日常生活自立支援事業の実施、 ③成年後見制度の利用支援、④成年後見制度の利用促進 ⑤障がいを理由とする差別の解消【重点事業】
	社会参加の促進	①福祉有償運送の実施、②外出支援の実施 ③手話通訳者や要約筆記者の派遣 ④タクシー利用料金助成事業の実施 ⑤地域での見守りや声かけの推奨【重点事業】
	障がいのある児童 への支援の充実	①関係機関との連携、②発達相談や療育教室の実施 ③児童福祉法に規定するサービスの提供 ④就学状況に関するニーズの把握【重点事業】
	雇用・就労の支援	①障がい者就労施設等からの受注機会の確保 ②福祉施設通所費助成の実施 ③障がい特性に応じた支援や環境の整備の検討【重点事業】 ④障がい者雇用・定着の推進【重点事業】
	生活支援の充実	①住宅に関する各種助成の実施と制度の周知 ②手当や年金、医療費助成等の周知 ③税金の減免や割引制度の周知、④相談支援事業の実施 ⑤相談体制の充実 ⑥相談を気軽にできるような雰囲気づくりや環境の構築【重点事業】 ⑦各種申請のオンライン化 ⑧障害福祉サービスの充実
	安全・安心の 体制の整備	①避難行動要支援者名簿の活用・推進 ②NET119・110番アプリシステムの啓発 ③災害発生時の迅速な対応ができるような体制の構築【重点事業】
	保健・医療の充実	①自立支援医療の提供、②障がい者歯科診療の体制の検討 ③保健・医療機関との連携、情報発信

第4章 施策の方向性

1 啓発・交流の推進

障がいのある方が地域で生活していくためには、さまざまな情報を自ら入手でき、可能な限り自分で意思決定できる環境が必要です。障がいの特性や障がいのある方のそれぞれのニーズに対応できるよう、さまざまな媒体を活用した情報提供や意思疎通に対する支援を充実させ、地域での共生が妨げられない環境づくりを進めていきます。

2 権利擁護と差別解消の推進

障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止に取り組むとともに、事案が発生した際に、迅速かつ適切に対応できる体制づくりを関係機関と連携し構築します。また、成年後見制度等の権利擁護や障がい及び障がいのある方に対する理解について、啓発や周知に努めます。

行政だけでなく、企業・民間団体等の多様な主体との連携により、障がいのある方に対する理解と認識を深めるための取組を推進し、あらゆる場面での差別解消を進めます。

3 社会参加の促進

障がいのある方の移動・外出支援や意思疎通の支援を推進することにより、障がいのある方が地域社会の中で孤立することなく社会との関わりを持ちながら、自立した生活を送ることができる暮らしづくりを目指します。また、公共施設の改修等に合わせてバリアフリー化を行うことによって、利用しやすい、外出しやすい環境の整備を図っていきます。

障がいのある方の社会参加が、障がいのある方の自立につながることを鑑み、社会的障壁を取り除くとともに、さまざまな関係者が地域でともに暮らすことのできるよう取組を推進します。

4 障がいのある児童への支援の充実

障がいのある児童へのサポートはインクルーシブの理念に基づき進めることが重要です。そのため障がいのある児童が地域でいきいきと生活を送ることができるよう、障がいのある児童やその家族に対する相談体制の充実や、療育、教育に対する支援の充実を目指します。

また、障がいのある児童への適切な就学支援のために、障がいのある児童やその家族の状況に応じたニーズの把握を実施します。

「こどもまんなか社会」の視点で、こどもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しできるよう、地域社会への参加を推進していきます。

5 雇用・就労の支援

障がいのある方が地域で質の高い自立した生活を営むためには、働くことは重要です。障がいの有無にかかわらず誰もが地域社会の一員として、一人ひとりの障がいの状況や能力に応じて収入や生きがいが得られるよう、障がいのある方の就労についての理解を促進します。また、関係機関が連携して就労支援を行う等、障がいのある方の就労を支援し、障がいのある方の経済的自立を支援していきます。

6 生活支援の充実

誰が必要なサービスを利用しながら身近な地域で安心して暮らすことができるよう、障がいのある方の多様な特性に対応し、必要なときに必要な場所で、気軽に相談に応じられる支援体制の確立を目指します。また、各種手当や年金の支給、各種減免制度の実施と周知により障がいのある方の経済的自立を支援し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

7 安全・安心の体制の整備

日頃から障がい特性などについての理解浸透を図り、身近な地域において、避難行動要支援者の避難支援を適切に行える体制を整備します。また、民生委員・児童委員、地域住民等が各地域で緊急時の対応や普段からの見守りができる体制づくりに努め、障がいのある方が地域で安全に安心して生活ができるように取組を推進していきます。

8 保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病の予防や医療給付等の費用負担軽減を図るため、各種健診事業や予防事業、医療費助成制度を適切に実施するとともに、制度等を周知します。

併せて、保健・医療機関等との連携や情報発信・啓発の充実により、障がいのある方に必要な情報が適切に伝わる体制を整備していきます。

また、障がいのある方が必要な医療を受けやすいように、障がいに配慮した医療体制の構築を推進していきます。

第5章 施策の推進

1 啓発・交流の推進

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、地域の住民だけでなく、企業・関係団体等のあらゆる主体が、高次機能障害や難病等を含めた障がい全般に対する理解を深め、支え合う土壌を育てていくとともに、障がいのある方自身が自らの意思に基づいた選択により自分らしく、いきいきと活動することが重要です。

アンケート調査では、福祉に関する情報の入手先は、県や市の広報紙やパンフレットが比較的多くなっていますが、障がい種別でみると、身体・精神障がいの方はインターネットやSNS、知的障がいの方は家族や学校、精神障がいの方は病院や薬局が多くなっており、障がい種別等に応じた効果的な広報が必要です。

また、3市で平成29年4月に施行した手話言語条例に基づき手話言語の推進・普及を図るとともに、さらなる認知度向上にも取り組み、手話が言語であるという理解と認識を深める取組を推進します。

推進施策

①市広報紙やホームページなどによる啓発

障がい者福祉の向上を図るため、障がい者福祉や制度などについて、市の広報紙やホームページ、市公式LINEを活用した情報発信等、各種SNSによる啓発を実施し、情報の充実を図ります。

②障がい者福祉に関する啓発

障がい者団体などとともに「障害者週間」を中心に多くの人の集まる場所において、障がい者福祉に関する啓発を実施し、障がい者福祉に対する理解を深めます。

③障がい者施設製品の販売支援

障がい者施設で製作した手作り製品などの販売機会を提供し、障がいのある方への理解を深めるとともに、就労の機会を確保します。

④障がい者施設との交流支援

障がい者施設などで開催されている行事やイベントに地域の人が参加し、積極的な交流が進むよう、広報や周知を実施します。

⑤障がい者団体の活動の支援

障がいのある方が集う行事やイベントへの支援を行うとともに、障がい者団体の自主活動を支援していきます。

⑥地域福祉活動拠点の提供

障がい者団体や障がいのある方などが交流できる場を提供するとともに、情報交換や研修、各種講座の場として活用してもらいます。

⑦手話言語条例の普及啓発【重点事業】

チラシの配布やイベント時に手話言語条例の周知・認知度向上を図るとともに、手話の普及啓発等のための施策として市民、市職員などを対象とした手話講習会を開催します。周知の方法については、配布物だけでなく、ホームページや各種SNSなどの活用も検討し、情報に触れる機会を増やします。

また、市職員の新任職員研修において、手話の必要性や手話言語条例についての研修を実施し、簡単な手話の実践を図ります。

2 権利擁護と差別解消の推進

東遠地域ではこれまで、障がいの有無にかかわらず住民がお互いに尊重し合える社会を目指して、障がいのある方や障がいに対する理解の促進を図ってきましたが、地域における障がいへの理解は未だ十分とは言えず、地域での暮らしの中で差別を受けたと感じる方もいるのが現状です。

アンケート調査では、差別を受けたことがあると回答した方は、精神障がいのある方で多く、障がい種別による差がみられます。また、差別や虐待を受けたことを相談しないという回答も約5割となっており、相談しやすい体制の構築が必要です。

さらに、障がいのある方の権利を守る取組として、成年後見制度の利用を促進していくことで、障がいのある方が安心して暮らせる体制をつくります。

推進施策

①虐待の防止

障がい者虐待の防止、障がいのある方の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、関係機関との連携を強化するとともに、対応する場面での支援の充実を図ります。

②日常生活自立支援事業の実施

社会福祉協議会と連携し、日常生活に不安のある方の相談に応じ、日常生活上の金銭の管理など、その人の状況に応じた支援をしていきます。

③成年後見制度の利用支援

地域生活支援事業として、成年後見制度の市長申立ての費用や後見人等の報酬に対する支援をしていきます。

④成年後見制度の利用促進

令和4年4月1日より三士会（弁護士・司法書士・社会福祉士）と3市行政及び社会福祉協議会から成る中核機関を設置しました。成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市民後見人の養成研修や成年後見制度の普及啓発、法人後見を実施する体制をつくります。

⑤障がいを理由とする差別の解消【重点事業】

障がいを理由とする差別の解消について、市民の理解を深めるための啓発活動を行うとともに、相談しやすい窓口づくりを進め、窓口対応において差別を感じさせることのないよう職員への啓発を継続します。

また、障害者差別解消法の規定に基づいて策定した職員対応要領を遵守し、適切な合理的配慮の提供を実施します。

3 社会参加の促進

地域の一員として地域住民と関わりを持ち、社会参加していくことは、障がいのある方が住み慣れた地域で、豊かな社会生活を送るために重要なことです。アンケート調査では、約2割の方が地域とのつきあいがないと回答しており、地域で孤立しないための取組が必要です。

自治会や社会福祉協議会等福祉団体、ボランティア団体や教育機関等多職種他機関のネットワークを強め、地域を巻き込んだ支援が必要です。

推進施策

①福祉有償運送の実施

道路運送法に基づく福祉有償運送を実施し、障がいのある方の外出支援をしていきます。また、制度の安定的な実施と利用者にとってより高い安全性と利便性を確保するため、福祉有償運送運営協議会を開催します。

②外出支援の実施

移動が困難な障がいのある方に対して、移動支援や同行援護などの外出支援を適切に行うことにより、地域生活における移動の支援、社会参加及び従事者の増加を図ります。

③手話通訳者や要約筆記者の派遣

地域生活支援事業による手話通訳者や要約筆記者の派遣を実施します。また、手話奉仕員の養成講座を行うとともに、適切なコーディネートを実施します。

④タクシー利用料金助成事業の実施

対象者にタクシー利用料金を助成等することで、社会参加の促進を図ります。

⑤地域での見守りや声かけの推奨【重点事業】

障がいのある方が地域で孤立しないよう、民生委員を中心に日頃からの見守りや声かけを推奨し、地域の実情を把握していきます。

また、障がいについてより深い理解が得られるよう講演会を実施する等、民生委員・児童委員への啓発を行います。

4 障がいのある児童への支援の充実

障がいのある児童の発達と自立支援のため、早期からの適切な療育、教育に対する支援が必要となっています。障がいのある児童一人ひとりの特性に合わせた療育や教育環境の整備のためには、保健、福祉、教育の関係機関や専門機関が連携を強化していきます。

アンケート調査では、障がいの種別を問わず「親がいなくなった時に生活できるか」「学校卒業後、働く場や通う場があるか」「十分な収入があるか」「財産や金銭の管理のこと」といったさまざまなことで不安を抱えています。

障がいのある児童及びその家族が、不安を軽減し、安心して生活できるように、適切な相談を受けられる体制の整備と相談窓口の質の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた支援につなげることができるように、ニーズや課題の把握に取り組みます。

推進施策

①関係機関との連携

行政、児童福祉施設、県の発達障害者支援センター、自立支援協議会こども部会などの関係機関と連携し、支援が必要な方へ早期の対応をしていきます。

②発達相談や療育教室の実施

発達面で心配のある児童とその保護者を対象に発達を促すことを目的とした相談や教室を開催します。また、よりよい支援ができるよう発達相談や療育教室のあり方を検討します。

③児童福祉法に規定するサービスの提供

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の児童福祉法に規定するサービスに関する相談に対応し、サービスを提供するとともに、個々のケースに対応した利用者が希望するサービス提供の充実を図ります。

④就学状況に関するニーズの把握【重点事業】

通園・通学する上で望むことは、能力や障がいの状況にあった支援をはじめとして多様であるため、ニーズを把握し、適切に対応するとともに、個々のケースに応じた多職種・多機関との連携を強化していきます。

5 雇用・就労の支援

障がいのある方が地域の中で、自分の能力を発揮し、収入を得ることは、自立につながるだけでなく、地域とのつながりや生きがいを持つことにもつながっていきます。

アンケート調査では、現在、働いていると回答した方は約6割となっています。障がいのある方が働くために必要なことでは、「周囲が障がいに対して理解してくれること」が最も求められており、職場をはじめとした周囲への理解促進と啓発活動を一層進めていく必要があります。

推進施策

①障がい者就労施設等からの受注機会の確保

障害者優先調達推進法により、障がい者就労施設等からの受注の機会の確保をするとともに、販売の機会、請負作業の情報を提供します。また、各市において、基本方針で定める調達目標を達成するよう、全庁体制で積極的な業務発注を実施します。

②福祉施設通所費助成の実施

障がい者施設等に通所する方に対し、通所費の一部を助成し、地域生活を支援していきます。

③障がい特性に応じた支援や環境の整備の検討【重点事業】

障がいのある方の職場をはじめとした周囲への理解促進、啓発活動を実施するとともに、障がい特性に応じた支援や環境の整備を検討していきます。

④障がい者雇用・定着の推進【重点事業】

ハローワークなど関係機関と連携し、障害者雇用率の向上を図ります。また、各市では、市役所における障がいのある方の雇用を推進し、法定雇用率を上回る雇用を確保します。

関係機関との連携を強化し、就労支援員や障害者就業・生活支援センター等による伴走的な支援を実施するほか定着支援を実施し、各市にて就労移行支援・就労定着支援等を適切に支給決定することで自立・安定した職業生活を支援していきます。

6 生活支援の充実

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、経済的な面での安定が重要な課題となっています。アンケート調査では、自分の給料のみで生活している障がいのある方は全体の3割ほどで多くはありません。

障がいのある方の経済的な自立を支援するために、国や県が主体の各種助成等の制度について周知を図るとともに、利用しやすいように、制度について窓口等でわかりやすく説明するなどの対応を向上していきます。

また、8050世帯やひきこもり、発達障害など、複合的な課題や家族全体の支援を必要とするなど、生活課題が多様化・複合化する中で、課題解決や個々に適した支援を受けることができるよう、各機関との連携を図ります。

①住宅に関する各種助成の実施と制度の周知

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給制度や日常生活用具給付事業の住宅改修費給付制度などの適正な実施と制度等の周知を図ります。

②手当や年金、医療費助成等の周知

手当や年金、医療費助成等の経済的な援助につながる制度について、担当窓口やホームページ等において積極的な情報提供を実施します。

③税金の減免や割引制度の周知

対象者に所得税の障害者控除やＪＲ等の旅客運賃割引制度等の周知をしていきます。

④相談支援事業の実施

障がいのある方やその家族に対する相談支援を相談支援事業所に委託し、障がいのある方やその家族からの相談を受けることで、不安の解消や必要な支援につなげていきます。

また、家族が健在な時期から必要な支援や機関につなげることで、「親なき後」も継続して住み慣れた地域で安心して生活ができるような体制を整備します。

⑤相談体制の充実

障がいのある方やその家族が身近な地域で気軽に相談できるように、各種障がい別の相談員等の活用、各市部会等自立支援協議会との連携を強化することなど、相談体制の充実を図ります。

⑥相談を気軽にできるような雰囲気づくりや環境の構築【重点事業】

障がいのある方やその家族が悩みや困りごとを抱え込んでしまうことを防ぐために、各種相談機関や専門職へつなげていくことや相談を気軽にできるような雰囲気づくりや環境の構築を図ります。また、窓口相談案内のチラシを配布する等、周知・情報提供を図ります。

⑦各種申請のオンライン化

各窓口での申請を基本としていますが、添付書類によってはオンライン申請や様式の簡素化を図ることで、来庁の手間の軽減を図るとともに、各職員の負担軽減を図ります。

⑧障害福祉サービスの充実

「東遠地域広域障害福祉計画」及び「東遠地域広域障害児福祉計画」に基づいた計画的な福祉サービスの推進と、利用者の状況やニーズに対応した福祉サービスの充実を図ることで、障がいのある方が必要なサービスを自ら選択し、地域でその人らしい生活ができるように支援します。

7 安全・安心の体制の整備

地域に住むすべての住民が安心して暮らすためには、災害発生時等の緊急時にも対応できる体制を構築していく必要があります。アンケート調査では、災害時に行政に求めることとして、「適切な情報提供」、「障がいに関する医療や薬の提供」、「障がい者対応の避難所の設置」「安否確認のための見回り」、「避難所への誘導」など多様であり、災害発生時に迅速に対応できるように体制を整えておくとともに、普段からの防災の意識を高めるための啓発が重要になります。

推進施策

①避難行動要支援者名簿の活用・推進

避難行動要支援者の情報提供を行い、民生委員・児童委員や自治会、自主防災会と協力しながら、平常時からの避難行動要支援者に関する情報の把握や防災情報の伝達手段、伝達体制の整備を推進し、避難行動や安否確認などの支援体制を確立します。

②NET119・110番アプリシステムの啓発

聴覚障がいのある方などが自宅や外出先での救急時に緊急通報を可能とするために、NET119を使った緊急連絡体制の運用を行うとともに、登録の促進を図ります。

また、登録の必要のない、誰にでも利用可能な110番アプリシステムの啓発により、言語機能や聴覚障がいのある方でもスマートフォンの画面操作で110番通報ができるようになることで、共生社会の実現を目指します。

③災害発生時の迅速な対応ができるような体制の構築【重点事業】

住民、関係機関、団体、民間企業等あらゆる主体との連携を強化し、災害発生時に迅速な対応ができるような体制の構築を図るとともに、普段から防災への意識づけをしていきます。また、福祉避難所訓練等を実施するとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改正に対応した、福祉避難所に関するマニュアルを見直し、実効性の高いものにしていきます。

8 保健・医療の充実

障がいの重度化や複雑化を防ぐには、早期発見、早期対応が非常に重要であり、そのためには、保健・医療・福祉等の関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していくことが肝要となります。

アンケートでは、障がい種別によっては、知りたい情報として医療機関のこと、情報を得る場として医療機関があること、悩みごとの相談先として医療機関等があること等が挙げられています。障がいの有無にかかわらず、どのような時でも安心して暮らしていくことができるよう、保健・医療機関等との連携や情報発信・啓発の充実が一層重要になっています。

推進施策

①自立支援医療の提供

自立支援医療の「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」を実施し、制度の周知を図ることにより、障がいのある方の自己負担を軽減し、経済的な支援を実施します。

②障がい者歯科診療の体制の検討

主に知的障がいのある方にとって治療の難しい歯科診療については、**歯科医師会等と連携しながら、地域の実情に応じた歯科診療体制**について検討していきます。

③保健・医療機関との連携、情報発信

保健・医療機関等との連携を強化し、障がいのある方に必要な情報が適切に伝わる体制を整備**することで**、障がいのある方が知りたい情報の発信、窓口の周知等を推進します。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 関係団体等との連携

福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくりなど、幅広い分野にわたる障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するため、各市及び庁内の関係部署との連携をはじめ、住民、関係機関・団体や民間企業との連携を一層強化します。

(2) 東遠地域における広域的な取組の推進及び県・近隣市町との連携

障害者計画は、掛川市、菊川市、御前崎市における障がい者施策の基本的な方向性を定め、障がいの有無にかかわらず、地域で共生する社会の実現を目指すものです。また、障害福祉計画・障害児福祉計画は、掛川市・菊川市・御前崎市における障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各サービスについて計画したものです。

障がいのある方に対する福祉施策はこれまでも広域的な取組によるところが大きく、今後も引き続き広域的な対応を実施します。

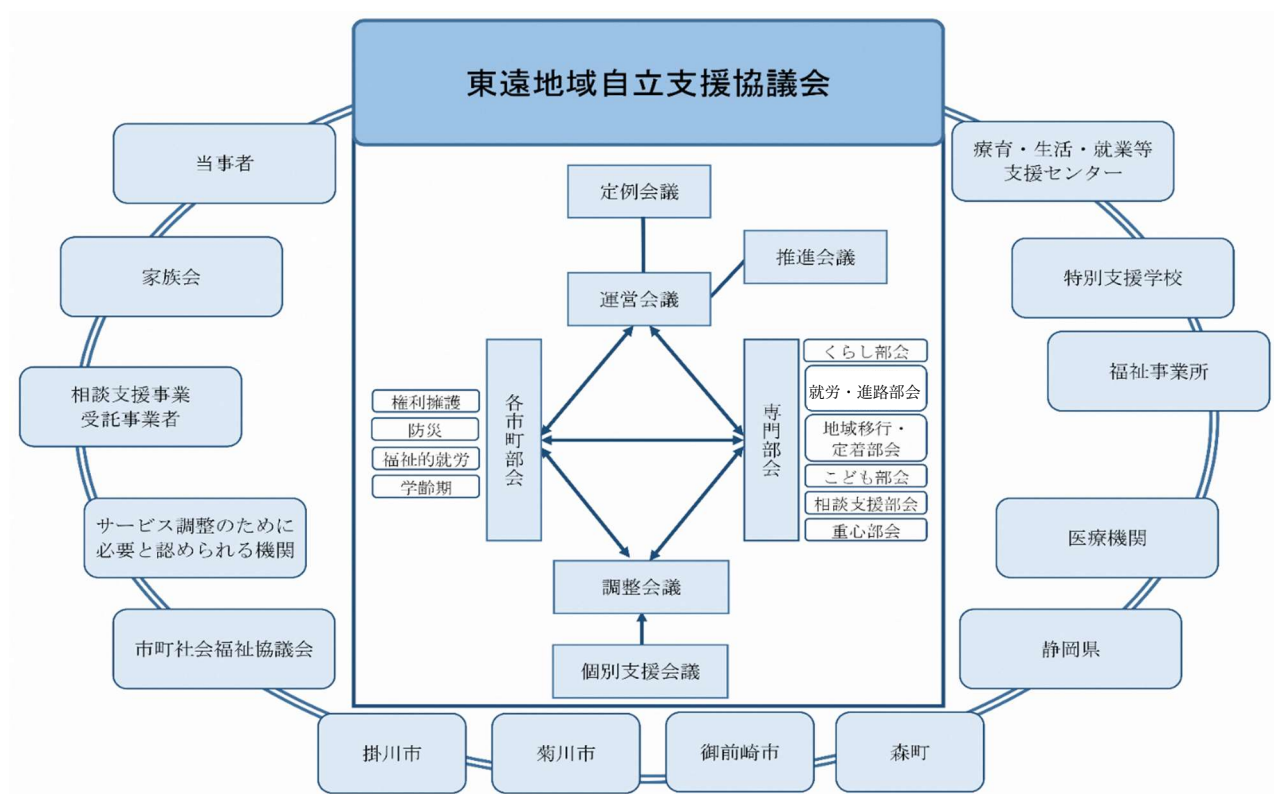
加えて、障がいのある方の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくないため、国や県の動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策を推進していくとともに、近隣市町等との情報交換や会議等を積極的に行い、一層連携を強化していくことにより、障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の実現を目指します。

2 計画の進行管理体制

本計画で掲げている施策、事業等の進捗状況については、PDCAサイクルによる循環的なマネジメントを実施し、毎年度、点検及び評価を行い、計画の進捗管理を適切に実施します。

(1) 東遠地域自立支援協議会への報告

本計画の進捗状況は、毎年度、東遠地域自立支援協議会に報告し、計画の進行に係る助言及び提言を受け、計画の進行の改善等に取り組みます。



(2) 計画検証委員会での評価・検証

本計画の進行管理については、計画検証委員会を設置し、関連する東遠地域広域障害福祉計画及び東遠地域広域障害児福祉計画と併せて、委員会で進捗状況の報告及び、進捗状況に対する評価・検証を行うとともに、評価による次年度の改善策についても協議することで、着実な進行管理を図ります。

第7章 資料編

1 東遠地域広域障害者計画策定委員会規程

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき、掛川市、菊川市及び御前崎市における障害福祉計画（以下「東遠地域広域障害福祉計画」という。）を策定するため、及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づき、掛川市、菊川市及び御前崎市における障害児福祉計画（以下「東遠地域広域障害児福祉計画」という。）を策定するため、東遠地域広域障害福祉計画及び東遠地域広域障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会の所轄事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 東遠地域広域障害福祉計画及び東遠地域広域障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) 東遠地域広域障害福祉計画及び東遠地域広域障害児福祉計画の策定に関する連絡及び調整に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから掛川市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
 - (2) 保健、医療、就労及び福祉関係機関の構成員のうち当該団体が推薦する者
 - (3) 障害者団体の構成員のうち当該団体が推薦する者
 - (4) 市職員
- (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、東遠地域広域障害福祉計画及び東遠地域広域障害児福祉計画の策定までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 4 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、掛川市健康福祉部福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、掛川市長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

2 東遠地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 東遠地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、掛川市、菊川市、御前崎市及び森町に居住する障がい等により支援を必要とする方に関する中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進することを目的とする。

(構成機関等)

第3条 協議会は、次に掲げる機関等の職員等をもって組織する。

市町、県、市町社会福祉協議会、福祉事業所、医療機関、相談支援事業受託事業者、療育・生活・就業等支援センター、特別支援学校、当事者及び家族会その他サービス調整のために必要と認められる機関等

(構成機関等の役割)

第4条 構成機関等は、地域課題の発見、解決に努めるとともに、協議会で合意された事項を遂行することに努めるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長2名を置き、協議会の中から互選により定める。

2 会長は会務を総括し、定例協議会を招集し及び定例協議会の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、分野別に協議を行うために次の会議を置く。

- (1) 定例協議会
- (2) 推進会議
- (3) 運営会議
- (4) 調整会議
- (5) 個別支援会議

2 協議会の体系は別表のとおりとする。

(会議の開催等)

第7条 会議の開催は、次のとおりとする。

- (1) 定例協議会 原則として年2回
- (2) 推進会議 必要に応じて随時
- (3) 運営会議 原則として年4回
- (4) 調整会議 原則として月1回
- (5) 個別支援会議 必要に応じて随時

2 前項の会議には、必要に応じて構成機関等以外の者も出席することができる。

(各種部会)

第8条 協議会は必要に応じて各種部会を置くことができる。

2 各種部会に部会長を置き、原則的に構成員等の中から互選により定める。ただし市町部会に関してはこの限りではない。

3 部会長は会務を総括し、会議を招集し及び会議の議長となる。

4 庶務は構成員の中で処理するものとする。

(事業内容)

第9条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 困難事例への対応のあり方に関すること
- (2) 障がいのある方の支援に関すること
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること
- (5) 障がい福祉分野の各計画の点検・評価に関すること
- (6) その他

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、構成機関等の中から別に定める方法により決定するものとする。

2 事務局は自立支援協議会定例協議会及び運営会議の運営を行う。

(庶務)

第11条 第7条第1項第2号及び第4号に規定する会議の庶務は次のとおりとする。

- (1) 推進会議 関係構成機関において処理するものとする。
- (2) 調整会議 関係市町において輪番順で処理し、進行については受託指定相談支援事業者が担当する。

(秘密の保持)

第12条 構成機関等の職員は、障がいのある方及びその家族等の個人情報の保護に万全を期するとともに、協議会に関する職務を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。構成員を退いた後も同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年6月21日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

3 東遠地域広域障害者計画等検証委員会規程

(設置)

第1条 掛川市、菊川市及び御前崎市の3市において、広域連携のもと策定した次に掲げる計画の検証を行うため、東遠地域広域障害者計画等検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の規定に基づき策定した東遠地域広域障害者計画

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき策定した東遠地域広域障害福祉計画

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づき策定した東遠地域広域障害児福祉計画

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 東遠地域広域障害者計画並びに東遠地域広域障害福祉計画及び東遠地域広域障害児福祉計画（以下「東遠地域広域障害者計画等」という。）の検証に関すること。

(2) 東遠地域広域障害者計画等の検証に関する連絡及び調整に関すること。

(3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから掛川市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 福祉関係機関に属する者

(2) 障害者団体に属する者

(3) 東遠地域自立支援協議会に属する者

(4) 掛川市、菊川市及び御前崎市障害福祉担当課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条第2項の委嘱又は任命の日から令和7年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、掛川市健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成31年3月19日から施行する。

附則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

4 委員名簿

No.	選出区分	市／広域	所属	氏名
1	市議会	掛川市	文教厚生委員長	寺田 幸弘
2		菊川市	教育福祉委員長	小林 博文
3		御前崎市	文教厚生委員長	阿形 昭
4	身体障がい 関係団体	掛川市	静岡県車椅子友の会掛川支部代表	平野 明美
5		菊川市	身体障害者福祉会 視覚障害者部長	松村 和利
6		御前崎市	小笠ろうあ協会	藤原 基時
7	民生児童委員 協議会	掛川市	民生委員児童委員協議会 障がい児者福祉部会長	牧田 良雄
8		菊川市	民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部長	落合 哲郎
9		御前崎市	民生委員児童委員協議会 障がい児者福祉部会長	澤入 まき子
10	知的障がい 関係団体	掛川市	手をつなぐ育成会	萬谷 英子
11		菊川市	手をつなぐ育成会 副会長	鈴木 幸子
12		御前崎市	手をつなぐ育成会 会長	水野 正教
13	精神障がい 関係団体	掛川市	掛川・小笠地区精神保健福祉会ひまわり会 会長	榊原 吉野
14		菊川市	掛川・小笠地区精神保健福祉会ひまわり会 副会長	近藤 基治
15		御前崎市	御前崎市精神保健福祉会やすらぎ会 会長	横山 幸子
16	社会福祉 協議会	掛川市	社会福祉協議会 在宅支援課長	大矢 華織
17		菊川市	社会福祉協議会 次長	堀川 直樹
18		御前崎市	社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉係長	鈴木 佐知子
19	福祉事務所	掛川市	掛川市福祉事務所 所長	原田 陽一
20		菊川市	菊川市福祉事務所 所長	諏訪部 晴美
21		御前崎市	御前崎市福祉事務所 所長	齊藤 芳樹
22	医師	広域	小笠医師会 会長	中島 洋
23	職業安定所		掛川公共職業安定所 上席職業指導官	奈良岡 里恵
24	保健所		静岡県西部健康福祉センター 福祉部長兼福祉課長	小池 秀幸
25	特別支援学校		静岡県立掛川特別支援学校 校長	赤澤 智子
26	東遠学園組合		東遠学園組合 園長	杉原 充子
27	施設連絡会 自立支援協議会		社会福祉法人和松会 清松園施設長	大塚 さおり
28	自立支援協議会		圏域スーパーバイザー	瀧野 裕子

(敬称略・順不同)

5 計画の主な策定経過

年月日	会議等	内容
令和5年 4月13日	計画策定事務局会議	・ 今後の策定スケジュールについて ・ 策定委員会について
5月18日	計画策定事務局会議	・ アンケート調査について
6月20日	計画策定事務局会議	・ 第1回策定委員会に向けて ・ アンケート調査について
7月7日	第1回 第3次障害者計画・第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画策定委員会	・ 今後の策定スケジュールについて ・ 計画の概要について ・ アンケート調査について
7月28日～ 8月21日	福祉に関するアンケート調査	・ 掛川市・菊川市・御前崎市在住の障害者手帳 所持者 2,300 人
8月10日	計画策定事務局会議	・ 障害福祉計画及び障害児福祉計画見込
9月26日	計画策定事務局会議	・ 第2回策定委員会に向けて ・ 計画骨子案について
10月12日	東遠地域自立支援協議会運営会議	・ 計画策定について
10月18日	第2回 第3次障害者計画・第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画策定委員会	・ アンケート結果の報告について ・ 計画骨子案について
11月9日	計画策定事務局会議	・ 第3回策定委員会に向けて ・ 計画骨子案について
11月21日	第3回 第3次障害者計画・第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画策定委員会	・ 計画骨子案について ・ パブリックコメントの実施について
11月30日	計画策定事務局会議	・ 第4回策定委員会に向けて ・ 計画素案について
12月13日	東遠地区施設連絡会施設長会議	・ 計画素案について
令和6年 2月26日	第4回 第3次障害者計画・第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画策定委員会	・ パブリックコメントの結果報告について ・ 計画最終案について ・ 計画案の承認